

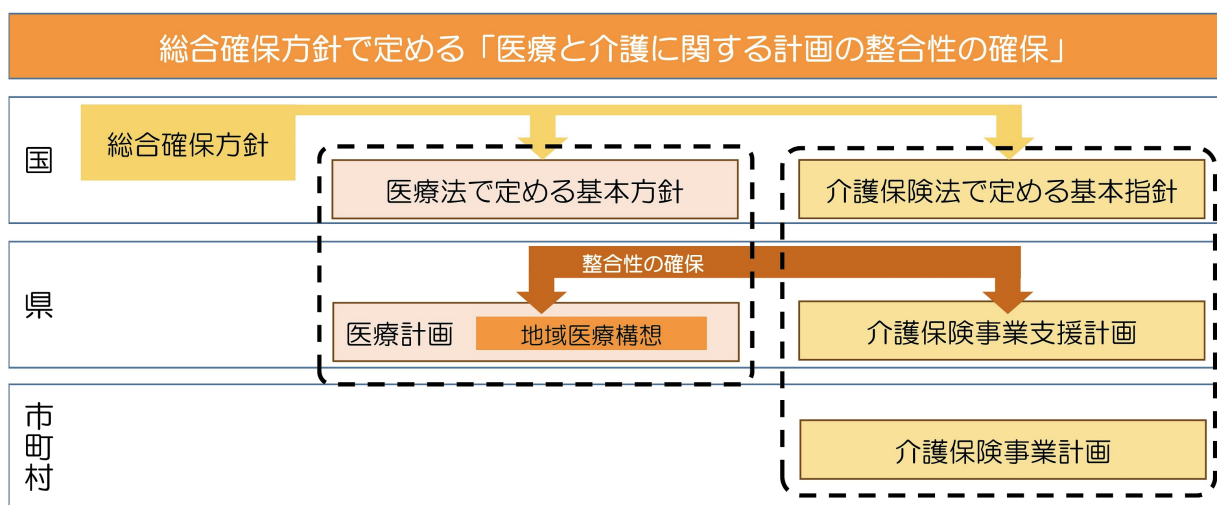
各 論
第4章

介護保険サービスの 基盤整備

- 第1項 医療計画等との整合性
- 第2項 居宅サービスの見込量
- 第3項 施設・居住系サービスの見込量
- 第4項 地域密着型サービスの見込量
- 第5項 介護保険給付費及び第1号被保険者介護保険料の見込み
- 第6項 令和5年度の介護サービス提供見込量

第1項 医療計画等との整合性

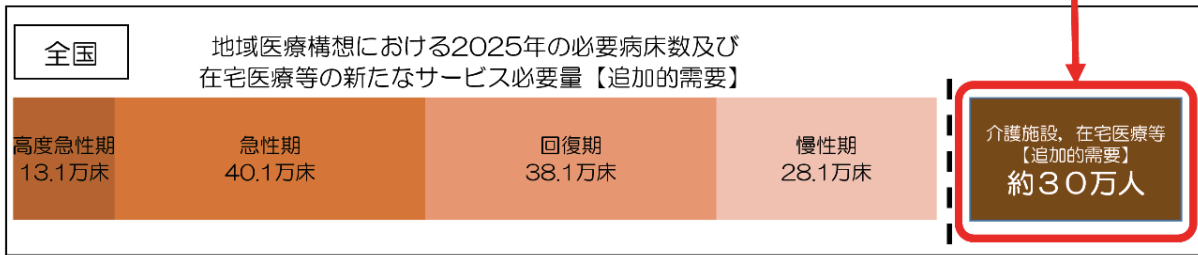
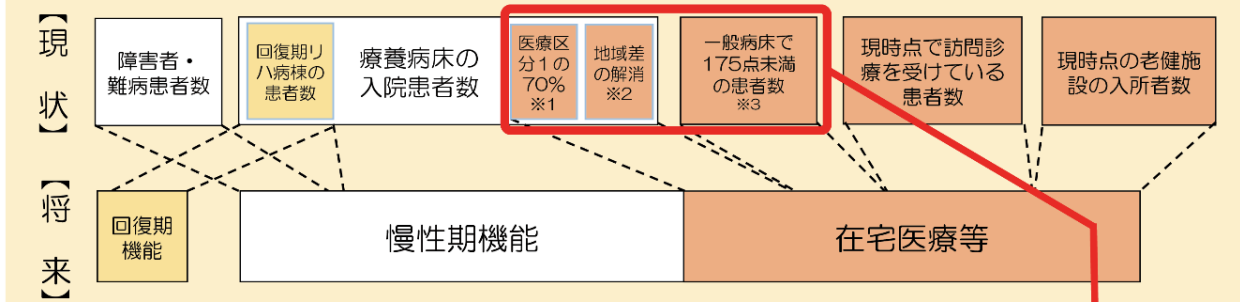
- 平成30年以降、医療計画と介護保険事業（支援）計画の計画作成・見直しのサイクルが一致することを見据え、平成28年に「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」が一部改正されました。
- 効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めていくに当たっては、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保することが求められます。特に、地域医療構想では、療養病床と一般病床に入院する患者の中に在宅医療等で対応することが可能と考えられる患者数が一定数見込まれるという前提で将来の患者数を推計していることから、病床の機能分化・連携の進展に伴い生じる在宅医療等の新たなサービス必要量（「追加的需要」）については、医療と介護による適切な役割分担の検討を踏まえて受け皿の整備を進めていく必要があります。



- このため、県では、国が推計した令和7年における「追加的需要」のデータに関して、市町村等と、各計画への反映方法について協議を行い、この協議結果を踏まえて第7期介護保険事業（支援）計画を策定しました。
- 今般、第8期介護保険事業（支援）計画の作成においても、医療計画との整合性を確保するため、国の基本的な考え方に基づき、市町村と各計画への反映方法について協議を行いました。その結果、令和7年の宮城県において介護サービス（施設サービス）が受け皿となる追加的需要は460人/日、在宅医療と介護サービス（在宅・居宅サービス）が受け皿となる追加的需要は328人/日、外来医療が受け皿となる追加的需要は2,162人/日となりました。

※ 地域医療構想策定ガイドラインでは、在宅医療等の範囲について、「居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他の医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定」としています。

地域医療構想における「在宅医療等の新たなサービス必要量（追加的需要）」の位置づけ



宮城県における医療・介護別の追加的需要

二次医療圏名	2020年における追加的需要				2023年における追加的需要				2025年における追加的需要			
	介護サービス（介護医療院・老人保健施設・特別養護老人ホーム）が受け皿となる追加的需要	在宅医療と介護サービス（在宅・居住）が受け皿となる追加的需要	外来医療が受け皿となる追加的需要	外来医療が受け皿となる追加的需要	介護サービス（介護医療院・老人保健施設・特別養護老人ホーム）が受け皿となる追加的需要	在宅医療と介護サービス（在宅・居住）が受け皿となる追加的需要	外来医療が受け皿となる追加的需要	外来医療が受け皿となる追加的需要	介護サービス（介護医療院・老人保健施設・特別養護老人ホーム）が受け皿となる追加的需要	在宅医療と介護サービス（在宅・居住）が受け皿となる追加的需要	外来医療が受け皿となる追加的需要	外来医療が受け皿となる追加的需要
仙南	120	26	25	69	239	50	51	138	319	67	68	184
仙台	699	132	55	512	1,347	214	110	1,023	1,759	249	146	1,364
大崎・栗原	186	62	29	95	355	108	57	190	449	119	77	253
石巻・登米・気仙沼	159	11	13	135	319	20	28	271	423	25	37	361
計	1,164	231	122	811	2,260	392	246	1,622	2,950	460	328	2,162

資料：地域医療構想策定ガイドライン及び厚生労働省提供データをもとに県保健福祉部作成

- 今後は、地域における在宅医療や介護サービスの提供体制の構築を一体的に進め、患者が病床以外の場所でも療養生活を継続することができる環境の整備を進めていくことが必要となります。
- このため、県では、地域医療構想に基づき病床の機能分化・連携を促進するとともに、地域包括ケアシステムを支える人材の確保のために必要な取組等を行うことで、医療と介護の連携の推進を図っていきます。

第2項 居宅サービスの見込量

計画期間の各年度の居宅サービス量の設定に当たっては、各市町村で現行の介護保険事業計画のサービス利用見込みに対する実際の利用状況や利用者数の伸びなどを評価・分析し、これを踏まえて推計を行っています。

居宅サービスの種類ごとの量の見込みについて、市町村の推計値を集計すると、下の表のとおりとなっています。

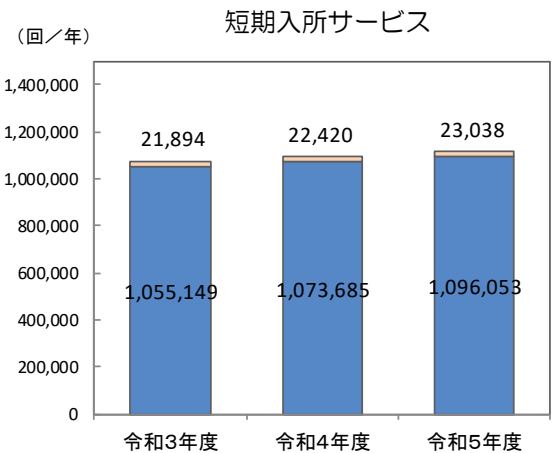
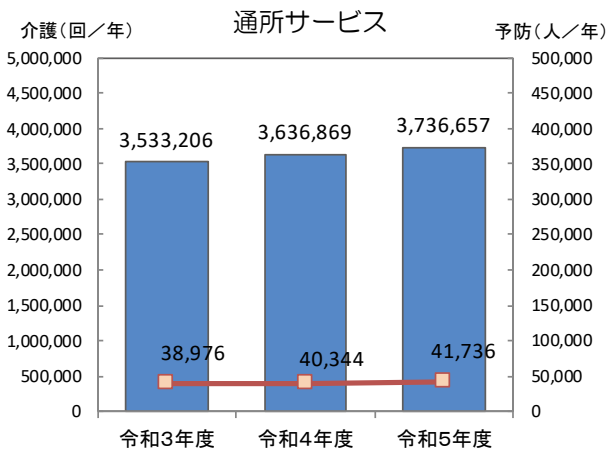
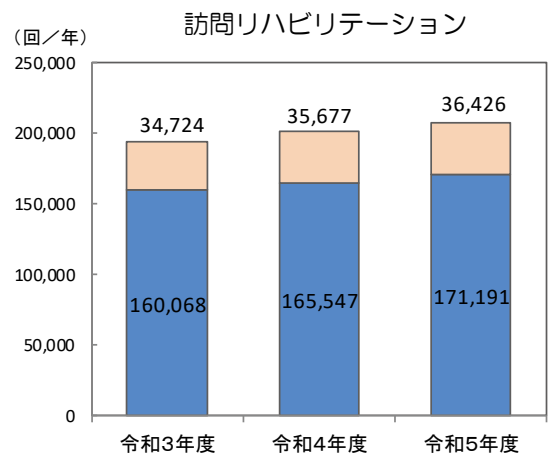
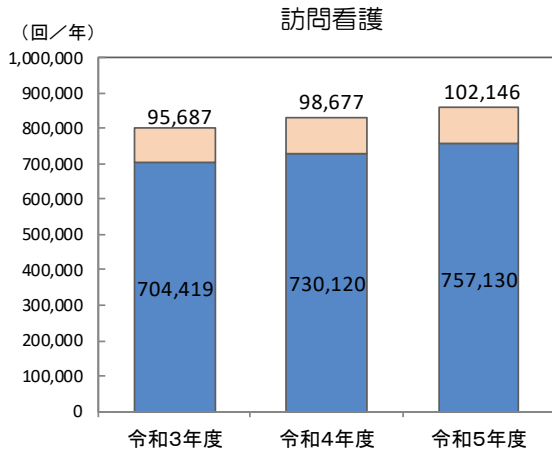
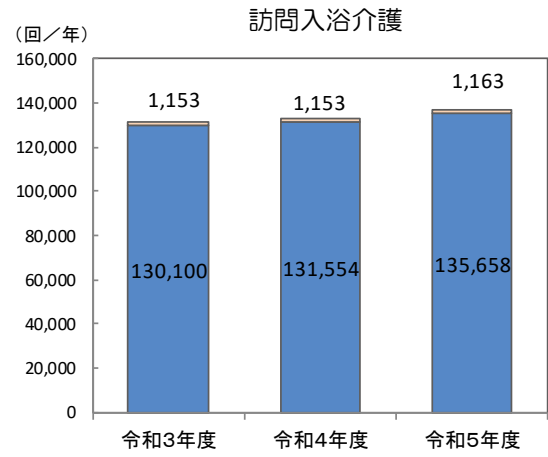
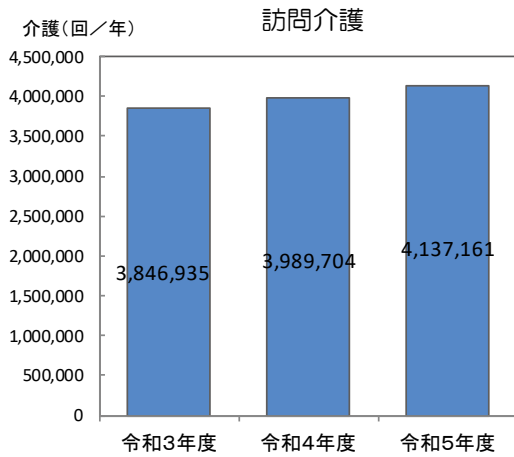
■介護給付に係るサービス

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
訪問介護	利用回数(回/年)	3,846,935	3,989,704	4,137,161	4,267,525	4,908,394
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	130,100	131,554	135,658	138,240	154,555
訪問看護	利用回数(回/年)	704,419	730,120	757,130	784,974	975,092
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	160,068	165,547	171,191	174,324	211,116
通所介護	利用回数(回/年)	2,749,540	2,824,806	2,896,073	2,952,689	3,352,322
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	783,666	812,063	840,584	865,788	1,027,060
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	135,408	141,600	148,344	153,228	192,960
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	960,571	978,305	998,648	1,024,747	1,260,280
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	94,578	95,380	97,405	97,438	124,584
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	30,048	30,816	31,812	33,540	44,160
福祉用具貸与	費用(千円/年)	5,206,328	5,387,550	5,572,525	5,703,298	6,957,485
特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	180,133	187,404	195,325	202,836	238,886
住宅改修費	費用(千円/年)	336,902	356,700	368,315	382,811	446,505
居宅介護支援	利用者数(人/年)	598,428	617,124	636,600	653,256	776,196

■予防給付に係るサービス

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	1,153	1,153	1,163	1,139	1,063
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	95,687	98,677	102,146	106,819	126,440
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	34,724	35,677	36,426	37,102	42,398
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	38,976	40,344	41,736	43,152	51,708
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	10,032	10,440	10,836	11,328	13,860
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	19,884	20,405	20,996	21,971	25,012
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	2,010	2,015	2,042	2,279	2,792
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	6,444	6,636	6,864	7,380	9,960
介護予防福祉用具貸与	費用(千円/年)	667,838	688,016	708,576	731,785	863,264
介護予防特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	63,588	66,227	68,660	71,742	83,642
介護予防住宅改修費	費用(千円/年)	230,583	238,679	248,315	262,894	318,840
介護予防支援	利用者数(人/年)	152,448	157,200	162,156	167,796	198,264

主要居宅サービス量見込み



※ 予防通所サービスは、月額報酬であるため、回数ではなく人数で推計していることから、折れ線グラフにしています。

第3項 施設・居住系サービスの見込量

1 利用者数設定の考え方

- 各年度の施設・居住系サービス利用者数の設定に当たっては、各市町村において現状の施設サービス利用者数の実績をふまえた上で、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすことや特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することなど、施策の今後の方向性等を検討し、適正量を見込みました。
- 療養病床からの転換分については、令和2年6月に実施した転換意向アンケート結果による医療機関の意向も踏まえ、サービス量を見込みました。

2 利用者数の見込み

- 施設・居住系サービスの各年度の1か月当たり利用者数見込みについて、市町村推計値を集計すると次のとおりとなります。

■施設・居宅系サービス利用者数見込み

(単位：人)

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	11,360	11,630	12,148	12,499	1,139	12,862	16,108
うち地域密着型介護老人 福祉施設	1,380	1,420	1,531	1,632	252	1,653	1,964
介護老人保健施設	8,534	8,743	8,771	8,898	364	9,193	11,582
介護医療院	54	157	198	215	161	265	287
介護療養型医療施設	86	61	58	54	▲32		
特定施設入居者生活介護	3,040	3,124	3,207	3,310	270	3,508	4,610
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホ ーム)	4,565	4,690	4,791	4,906	341	5,022	6,028

(注) 地域密着型介護老人福祉施設の見込み数は、介護老人福祉施設の内数です。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の見込み数は、介護療養型医療施設からの転換見込み分を含みます。

介護療養型医療施設の設置期限は令和6年3月31日とされています。

特定施設入居者生活介護は予防及び地域密着型を含みます。

認知症対応型共同生活介護は予防を含みます。

3 医療療養病床からの転換分の見込み

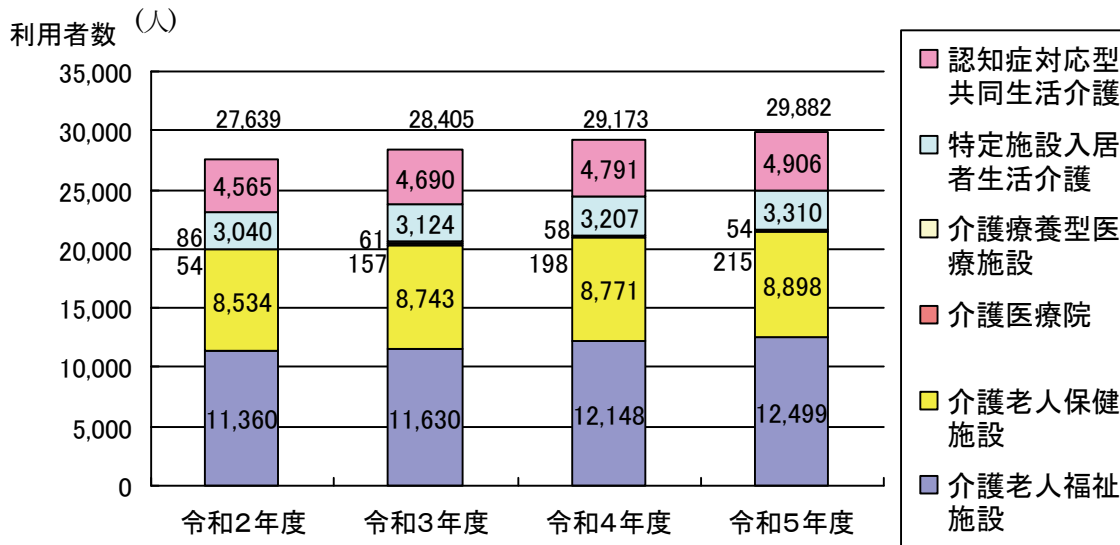
- 医療制度改革に伴う療養病床の再編成及び医療計画と介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、県では令和2年6月に療養病床を有する医療機関に対して、今後の転換意向についてのアンケート調査を実施しました。その回答結果を踏まえて推計した転換数は次のとおりです。

■医療療養病床からの転換分の見込み

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療療養病床からの転換分に係 る見込み数	0	0	13

■施設・居住系サービス利用者数見込み



4 必要入所（利用）定員総数の設定

○ 全県及び圏域ごとの必要入所（利用）定員総数は、各市町村において見込んだ施設・居住系サービスの利用者数をもとに施設利用率や広域的な利用状況を考慮し、以下の表のとおり見込んでいます。

○ 特に、特別養護老人ホームについては、優先的に入所が必要な在宅で要介護3～5の入所希望者を解消することを目標に、新たな整備を見込んでいます。

※ 令和2年4月時点での在宅で要介護3～5の特別養護老人ホームの入所希望者は、1,888人であり、そこから入所の意向が不明の方230人を差し引いた1,658人の待機解消を目標としています。

※ 一方、令和2年4月以降に開所する第7期で整備が決定している特別養護老人ホームの定員総数は、838人であるため、1,658人から838人を差し引いた820人分の整備が必要であり、1施設当たりの定員数を考慮し、825人分を整備します。

○ 施設・居住系サービスについては、待機者数の動向等を注視しながら、適正に整備を進めます。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（単位：人）

圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)
仙南	1,200	1,210	1,230	1,230	30
仙台	7,316	7,475	7,675	7,895	579
大崎・栗原	1,800	1,938	1,938	1,938	138
石巻・登米・気仙沼	2,148	2,177	2,226	2,226	78
合計	12,464	12,800	13,069	13,289	825

（注）地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

第3項 施設・居住系サービスの見込量

■介護老人保健施設

(単位：人)

圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)
仙南	905	905	905	905	0
仙台	5,143	5,213	5,213	5,313	170
大崎・栗原	1,306	1,306	1,306	1,306	0
石巻・登米・気仙沼	1,784	1,784	1,784	1,784	0
合計	9,138	9,208	9,208	9,308	170

■介護医療院

(単位：人)

圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)
仙南	0	0	0	0	0
仙台	87	87	197	197	110
大崎・栗原	44	44	44	44	0
石巻・登米・気仙沼	0	0	0	0	0
合計	131	131	241	241	110

■介護療養型医療施設

(単位：人)

圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)
仙南	0	0	0	0	0
仙台	19	19	19	6	△13
大崎・栗原	38	10	0	0	△38
石巻・登米・気仙沼	0	0	0	0	0
合計	57	29	19	6	△51

■特定施設入居者生活介護

(単位：人)

圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)
仙南	108	108	108	108	0
仙台	3,260	3,390	3,500	3,610	350
大崎・栗原	196	196	196	196	0
石巻・登米・気仙沼	313	313	313	343	30
合計	3,877	4,007	4,117	4,257	380

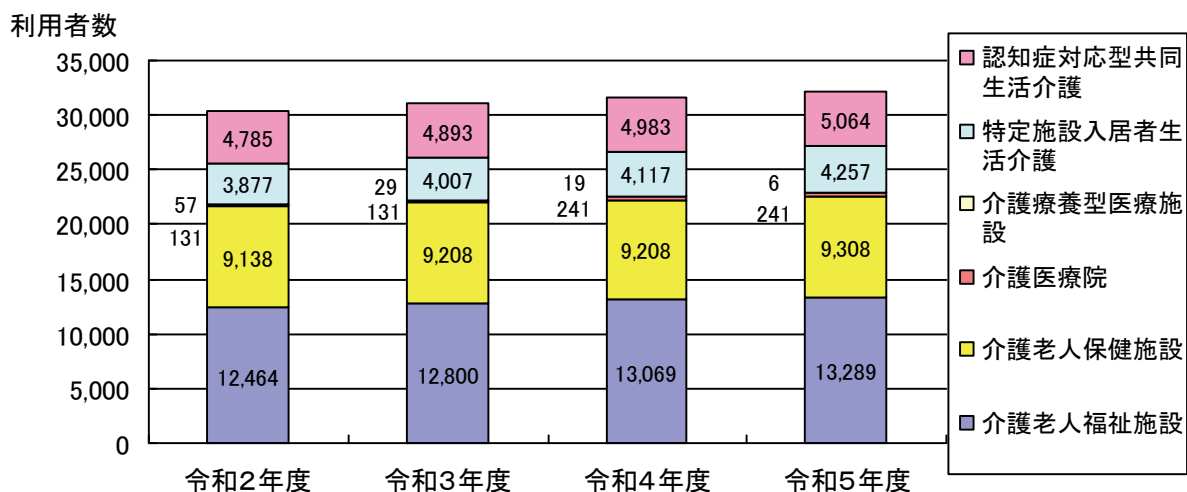
(注) 混合型特定施設(入居者が要介護者とその家族等に限られない特定施設)及び地域密着型特定施設(入居者が要介護者とその家族等に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの)との総定員数として見込んでいます。

■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

（単位：人）

圏域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (R2→R5)
仙南	359	368	368	368	9
仙台	2,788	2,842	2,914	2,959	171
大崎・栗原	760	796	796	796	36
石巻・登米・気仙沼	878	887	905	941	63
合計	4,785	4,893	4,983	5,064	279

■施設・居住系サービス定員数見込み



（注） 医療療養病床及び介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分については、令和3年度以降の必要入所（利用）定員総数には含めていません。当該転換分については、基本的には必要入所（利用）定員総数を理由とする指定拒否等は生じないこととなります。

第3項 施設・居住系サービスの見込量

5 介護保険施設の生活環境の改善

- 施設で暮らす高齢者一人ひとりの個性を尊重した、「個別ケア」によるサービス提供を行うのに適した「個室・ユニット型」の施設整備を推進します。国においても参酌標準として、令和7年度における介護保険施設の全定員数に対しての個室ユニット型施設の定員数の割合を50%以上（特別養護老人ホームは70%以上）とすることを目標とする、としています。

(参考) 国の参酌標準（介護保険施設の生活環境の改善）

- 令和7年度における介護保険施設※におけるユニット型施設の定員数が占める割合を、50%以上とすることを目標とする。
- 指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数が占める割合を、70%以上とすることを目標とする。

※介護保険施設 …… 指定介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
指定介護療養型医療施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 県としても、個室・ユニット型での整備を基本としますが、利用者の実情や地域の実情に応じて、従来型での整備についても配慮します。

第4項 地域密着型サービスの見込量

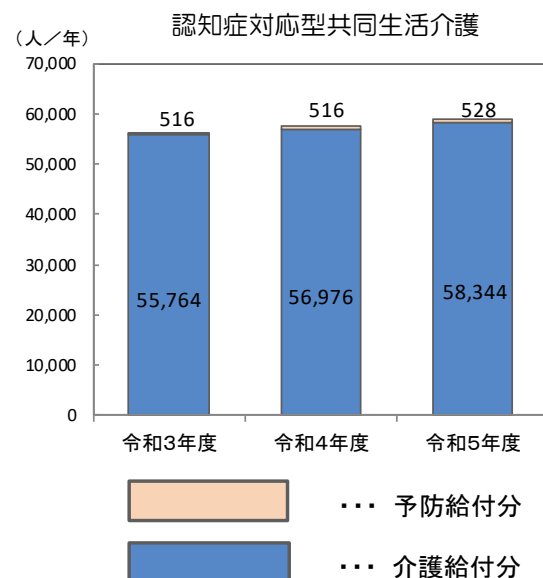
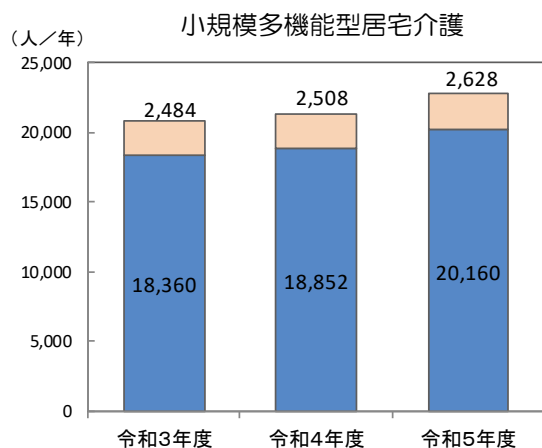
地域密着型サービスの見込みについて、市町村の推計値を集計すると、以下のとおりとなっています。（地域密着型介護老人福祉施設を除く。）

■地域密着型サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数（人/年）	6,948	7,490	8,165	9,048	11,736
夜間対応型訪問介護	利用者数（人/年）	132	132	132	132	168
認知症対応型通所介護	利用回数（回/年）	112,003	115,104	118,651	122,357	157,882
小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/年）	18,360	18,852	20,160	21,876	26,880
認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/年）	55,764	56,976	58,344	59,724	71,628
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数（人/年）	996	1,032	1,044	1,176	1,200
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/年）	5,604	6,216	7,224	8,904	12,192
地域密着型通所介護	利用回数（回/年）	968,377	998,368	1,027,919	1,057,259	1,217,544

■地域密着型介護予防サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数（回/年）	1,271	1,278	1,282	1,325	1,562
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/年）	2,484	2,508	2,628	2,928	3,516
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/年）	516	516	528	540	708



第5項 介護保険給付費及び第1号被保険者介護保険料の見込み

1 介護保険給付費見込み

介護保険の給付費見込みについて、市町村推計値を集計すると下の表のとおりとなります。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	82,212,937	84,750,732	87,385,046	89,820,976	106,810,572
うち介護予防サービス	4,152,004	4,288,407	4,429,481	4,615,548	5,583,909
地域密着型サービス	35,394,335	36,739,078	38,349,983	39,995,919	48,280,996
施設サービス	63,367,640	64,965,800	66,270,532	68,438,760	86,343,790
特定入所者介護サービス費等	7,544,435	7,772,823	7,906,957	8,152,198	9,280,632
高額介護サービス費等	4,574,422	4,699,500	4,823,773	4,975,330	5,773,884
高額医療合算介護サービス費等	660,898	679,355	699,004	717,929	857,094
審査支払手数料	161,553	165,564	169,582	177,326	212,338
小計	193,916,220	199,772,852	205,604,877	212,278,438	257,559,306
地域支援事業	12,055,843	12,283,153	12,497,260	12,624,290	13,742,872
合計	205,972,063	212,056,005	218,102,137	224,902,728	271,302,178

2 第1号被保険者介護保険料見込み

第1号被保険者の介護保険料は、要介護（要支援）者の増加及び給付費の増大に伴い、上昇が続いています。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
県内加重平均	2,697円	3,007円	3,648円	3,999円	4,846円	5,451円	5,799円	5,939円
県内最高値	3,000円	3,422円	4,117円	4,835円	5,450円	6,500円	6,800円	7,000円
県内最低値	1,862円	2,320円	2,684円	2,721円	3,600円	4,050円	3,900円	3,800円
全国加重平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	—

(注) 数値は、月額での基準額です。

段階の設定については、第7期に引き続き、第8期も標準9段階が設定されています。

その上で、7市町において、本人課税層である第6段階以上の多段階化を行うこととしています。

※多段階化：市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が一定額以上の者の保険料割合を加重する措置

第6項 令和5年度の介護サービス提供見込量

■介護サービスの提供見込量

	区 分	令和5年度	(参考) 令和7年	(参考) 令和22年度
訪問系サービス	訪問介護	4,137,161 回/年	4,267,525 回/年	4,908,394 回/年
	訪問看護	757,130 回/年	784,974 回/年	975,092 回/年
	介護予防訪問看護	102,146 回/年	106,819 回/年	126,440 回/年
通所系サービス	通所介護	2,896,073 回/年	2,952,689 回/年	3,352,322 回/年
	通所リハビリテーション	840,584 回/年	865,788 回/年	1,027,060 回/年
	介護予防通所リハビリテーション	41,736 人/年	43,152 人/年	51,708 人/年
短期入所系サービス	短期入所生活介護	998,648 日/年	1,024,747 日/年	1,260,280 日/年
	介護予防短期入所生活介護	20,996 日/年	21,971 日/年	25,012 日/年
	短期入所療養介護	97,405 日/年	97,438 日/年	124,584 日/年
	介護予防短期入所療養介護	2,042 日/年	2,279 日/年	2,792 日/年
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,165 人/年	9,048 人/年	11,736 人/年
	認知症対応型通所介護	118,651 回/年	122,357 回/年	157,882 回/年
	介護予防認知症対応型通所介護	1,282 回/年	1,325 回/年	1,562 回/年
	小規模多機能型居宅介護	20,160 人/年	21,876 人/年	26,880 人/年
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,628 人/年	2,928 人/年	3,516 人/年
	看護小規模多機能型居宅介護	7,224 人/年	8,904 人/年	12,192 人/年
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ＜地域密着型含む＞	12,499 人/月	12,862 人/月	16,108 人/月
	介護老人保健施設	8,898 人/月	9,193 人/月	11,582 人/月
	介護医療院	215 人/月	265 人/月	287 人/月
	介護療養型医療施設	54 人/月		
	認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	4,906 人/月	5,022 人/月	6,028 人/月
	介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	44 人/月	45 人/月	59 人/月
	特定施設入居者生活介護＜地域密着型含む＞	2,738 人/月	2,893 人/月	3,780 人/月
	介護予防特定施設入居者生活介護	572 人/月	615 人/月	830 人/月

※ 介護療養型医療施設の設置期限は令和6年3月31日とされております。

各 論
第5章

介護給付の適正化に関する 取組方針

(第5期宮城県介護給付適正化取組方針)

- 第1項 介護給付適正化取組方針の目的・趣旨等
- 第2項 第4期介護給付適正化取組方針の実施状況
- 第3項 第5期介護給付適正化取組方針の推進

第 1 項 介護給付適正化取組方針の目的・趣旨等

1 目的及び趣旨

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

この方針は、保険者である市町村をはじめ、県や宮城県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）などの関係機関が連携しながら、計画的に介護給付の適正化に取り組むことを目的としています。

2 方針の位置づけ

介護給付の適正化のために市町村が行う適正化事業は、高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者である市町村が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものです。また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「介護保険法（平成9年法律第123号）」の一部が改正され、市町村については、「介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標」について介護保険事業計画に定めることが、都道府県については、「介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標」について介護保険事業支援計画に定めることが、法律上位置づけられています。

このことから、「介護給付適正化取組方針」についても、引き続き「みやぎ高齢者元気プラン（介護保険事業支援計画）」の中で定めるものとします。

■参考 介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条（略）

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二（略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項（以下、略）

（都道府県介護保険事業支援計画）

第118条（略）

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項（以下、略）

3 主要適正化事業

県では、これまで「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」の5事業を介護給付適正化に向けた主要事業として重点的に取り組んでまいりました。

今回の方針においても、国が示した「『介護給付適正化計画』に関する指針」に基づき、引き続きこの5事業を主要適正化事業として重点的に取り組んでまいります。

3 取組の期間

取組の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

■介護給付適正化取組方針の取組期間

第1期介護給付適正化取組方針（以下「第1期方針」という。）	平成20年度から22年度（3年間）
第2期介護給付適正化取組方針（以下「第2期方針」という。）	平成23年度から26年度（4年間）
第3期介護給付適正化取組方針（以下「第3期方針」という。）	平成27年度から29年度（3年間）
第4期介護給付適正化取組方針（以下「第4期方針」という。）	平成30年度から令和2年度（3年間）
第5期介護給付適正化取組方針（以下「第5期方針」という。）	令和3年度から5年度（3年間）

第2項 第4期介護給付適正化取組方針の実施状況

1 全体的な評価

第4期方針では、主要適正化事業の5事業について、各市町村で期間内の各年度における目標を設定し、その進捗状況に応じて毎年度目標を見直しながら取組の推進を図りました。

令和元年度において、主要適正化事業の5事業全てを実施したのは7市町村（20.0%）、4事業を実施したのは17市町村（48.6%）であり、3事業以上実施した市町村が90%を超えています。

この実施状況については、各事業を1回でも実施すれば「実施」としているため、同じ「実施」であっても、各市町村における個々の事業への取組状況には差が生じています。そのため、実施率のさらなる向上を目指すとともに、個々の事業における、取組内容を充実させていくことが課題となっています。

■主要適正化事業の実施状況

主要適正化事業の実施状況（令和元年度）	実施市町村数	割合
5事業全てを実施	7	20.0%
5事業のうち4事業実施	17	48.6%
5事業のうち3事業実施	9	25.7%
5事業のうち2事業実施	1	2.9%
5事業のうち1事業実施	1	2.9%
未実施	0	0.0%
合計	35	100.0%

2 個別事業の評価

令和元年度において、各市町村が設定した主要適正化事業の目標を達成したのは、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」のみでした。また、実施率は「医療情報との突合・縦覧点検」及び「要介護認定の適正化」がそれぞれ100%（35市町村）、88.6%（31市町村）と高いのに対し、「ケアプランの点検」の実施率が50%台と低調でした。

各事業の状況は次のとおりです。

（1）要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）

要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）は、第4期において全ての市町村が実施するという目標に対して、令和元年度の実施は31市町村で、実施率は88.6%となっていますが、多くの市町村が実施しております。

実施市町村からは、「調査票の記載内容の不具合や矛盾を事前に確認することで、認定事務をスムーズに行うことができた」、「調査内容の整合性、特記事項の表記の確認を行うことで、スムーズな認定審査会運営に繋がった」などの意見があり、認定調査状況のチェックを通して、要介護認定の適正化及び円滑な認定審査会の運営が図られていることが分かります。また、特記事項

の記載内容が不十分な調査員に対し個別指導を行うなど、調査内容や判断基準を統一させるための取組などが見られました。

■主要適正化事業の実施状況（各年度目標に対する実績）

	第1期最終	第3期最終	第4期				
	H22年度※	H29年度	H30年度		R元年度		R2年度
	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
①認定調査状況チェック (全国平均)	100.0% (94.1%)	97.1% (91.6%)	100.0%	91.4%	100.0%	88.6%	100.0%
②ケアプランの点検 (全国平均)	64.7% (64.7%)	60.0% (71.9%)	80.0%	60.0%	80.0%	57.1%	82.9%
③住宅改修等の点検 (a又はb) (全国平均)	64.7% (83.7%)	88.6% (81.5%)	85.7%	71.4%	85.7%	74.3%	88.6%
a住宅改修の点検 (全国平均)	61.8% (76.6%)	88.6% (74.9%)	85.7%	68.6%	85.7%	71.4%	88.6%
b福祉用具の点検 (全国平均)	47.1% (58.8%)	71.4% (55.2%)	74.3%	45.7%	74.3%	45.7%	77.1%
④縦覧点検・医療情報との突合 (a又はb) (全国平均)	52.9% (78.2%)	97.1% (94.7%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
a縦覧点検 (全国平均)	70.6% (75.0%)	97.1% (92.9%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
b医療情報との突合 (全国平均)	55.9% (65.0%)	80.0% (89.1%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑤介護給付費通知 (全国平均)	61.8% (68.4%)	62.9% (75.1%)	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	71.4%
①～⑤のいずれかを実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 令和2年度においては、実績が未確定のため、目標値のみとしている。

※ 平成22年度は、東日本大震災により、一部のデータ収集が困難であったため参考値としている。

※ 数値は、各市町村が設定した目標及び実績の平均値。目標値は第4期取組方針策定時に各市町村が設定したものの。

※ 全国平均は厚生労働省の公表資料より掲載。平成30年度以降のデータは現時点で公表されていない。

(2) ケアプランの点検

ケアプランの点検は、令和元年度の実施率が57.1%と目標を下回っており、平成29年度以降、実施率が横ばい傾向となっています。

実施市町村からは、「介護支援専門員に対し1対1で面接を行うことで、効果的な指導ができる」、「自立支援の視点に立った「気づき」が得られるような助言等を意識し、点検の面談では堅苦しい雰囲気にならないよう意識している」など、ケアプランを作成する専門職である介護支援専門員の資質向上が事業効果としてあげられているほか、雰囲気づくりに気をつけて行うなど、実施方法の工夫が見られます。

また、「県ケアマネジャー協会にアドバイザーの派遣を依頼し、保険者、事業所管理者も同席の上で助言を受けることで、事業所全体としての資質向上を図った」など、県が県ケアマネジャー協会に委託している事業を活用し、ケアプラン点検を実施している市町村の意見もありました。

第2項 第4期介護給付適正化取組方針の実施状況

実施していない市町村からは、「日常業務が多忙」、「職員不足」などの理由があげられています。

ケアプランの点検は、実施する側にも専門的知識が求められるため、専門職を配置していない市町村にとっては敷居が高いものとなっています。そのため、実施率を高めるためには、市町村への専門職派遣等の支援策も検討する必要があると考えられます。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の点検は、令和元年度の実施率が74.3%と目標を下回りましたが、半数以上の市町村が実施しております。

実施市町村からは、「身体の状態に合った福祉用具を購入しているか確認でき、適切な給付を行うことができた」などの意見があり、点検がより適切な給付につながったことが分かります。

実施していない市町村からは、「日常業務が多忙」、「適正化事業の優先順位が低い」などの意見もありました。

一方で、高額な福祉用具等について「金額や付属機能に対する基準がないため、一定の基準が必要」との意見もありました。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

医療情報との突合・縦覧点検は、平成30年度及び令和元年度において、35全ての市町村が実施し、目標を達成しました。

実施市町村からは、縦覧点検を「国保連に委託することにより、事務負担の軽減が図れたとともに、過誤調整にもつなげることができた」、医療情報との突合で「事業所等に対し状況を確認することで、適正化への取組を啓発できた」などの声があり、直接的な効果だけでなく、事業の周知・啓発への効果が認められています。

また、「ケアプラン点検と併せて行うことで効果がさらに上がると感じる」といった、他の適正化事業との一体的な実施が効果的だという意見もありました。

縦覧点検・医療情報との突合は、1件当たりの過誤申立金額が大きく、費用対効果が最も期待できる事業であるため、優先的な実施が望まれます。

(5) 介護給付費通知

介護給付費通知は、令和元年度の実施率が60.0%と目標は達成しているものの、第1期以降、実施率が横ばい傾向となっています。

実施市町村からは、「サービス内容や費用について通知することで、利用者自らが確認し、意識啓発及び介護報酬の不適正請求への防止につながっていると考えられる」との意見がある一方で、

「過誤にも繋がっていないため効果が感じられない」との意見も出ています。

介護給付費通知は、郵送等による費用や手間がかかる一方で効果が見えにくい事業ですが、内容を簡略化し、分かりやすく工夫するなど、効率的な実施に努め、必要性を周知していく必要があります。

3 過誤申立の状況で見る事業効果

主要適正化事業による過誤申立については、各年度の件数にばらつきはあるものの金額が大きく伸びており、その大部分を縦覧点検が占めています。

縦覧点検については、全ての市町村が国保連と業務委託を行っていることによる効果と考えられます。国保連への委託は、医療情報との突合についても、全市町村が行っているため、今後の更なる適正化の推進が期待できます。

このように、各市町村が行う主要適正化事業の取組が、着実に効果として現れていることが分かります。

■主要適正化事業による過誤申立の状況

項目	H30年度		R元年度	
	件数	金額	件数	金額
ケアプラン点検	0件	0円	99件	1,169,122円
福祉用具の点検	0件	0円	0件	0円
縦覧点検	911件	55,388,662円	802件	52,286,254円
医療情報との突合	106件	1,306,473円	76件	11,437,417円
介護給付費通知	2件	65,980円	0件	0円
合計	1,019件	68,519,515円	977件	64,892,793円

4 県の取組状況

県では、第4期方針において、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適正化」、「事業者への指導監督体制の充実等」などを実施することとしており、次の取組等を通して保険者である市町村の支援を行ってきました。

第2項 第4期介護給付適正化取組方針の実施状況

(1) 要介護認定の適正化

取組	実績
① 認定調査員研修 要介護認定は、全国一律の方法・解釈により、公平・公正で客観的かつ正確に行われることが必要なことから、市町村の介護認定調査員を対象に、認定調査の方法や判断基準等について研修を行う。	○認定調査員新規研修 【H29年度】実施：8回、受講者：560人 実施：3回、受講者：480人※ 合計 11回、1,040人 【H30年度】実施：4回、受講者：152人 実施：1回、受講者：95人※ 合計 5回、247人 【R元年度】実施：5回、受講者：64人 実施：0回、受講者：0人※ 合計 5回、64人 ※印は、介護支援専門員実務研修等受講者対象の研修 ○認定調査員現任研修 【H29年度】実施：7回、受講者：388人 【H30年度】実施：8回、受講者：401人 【R元年度】実施：1回、受講者：91人
② 認定調査の手引き等作成 公平かつ正確な認定調査が実施されるよう、「認定調査員テキスト」及び「介護認定審査会委員テキスト」を作成し、配付する。	国の改訂に合わせ「認定調査員テキスト」及び「介護認定審査会委員テキスト」を作成し、研修受講者等に配付した。
③ 主治医研修 介護認定審査における判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、主治医等を対象に研修を行う。	○主治医研修 【H29年度】実施：3回、受講者：45人 【H30年度】実施：3回、受講者：33人 【R元年度】実施：3回、受講者：20人 (委託先：宮城県医師会)
④ 介護認定審査会委員研修 公正・公平かつ適正な介護認定審査を行うため、審査会委員に対して研修を実施し、必要な知識、技能を修得及び向上を図る。	○介護認定審査会委員研修 【H29年度】実施：6回、受講者：323人 【H30年度】実施：7回、受講者：253人 【R元年度】実施：3回、受講者：143人

(2) ケアマネジメント等の適正化

取組	実績
① 介護支援専門員研修 要介護者の自立生活を支援する観点から、適切なサービスを提供する役割を担う介護支援専門員の資質向上を図るための体系的研修を行い、適切なケアマネジメントの実施を推進する。	【H29年度】 (1)実務研修 478人 (2)更新研修 1,048人 (3)再研修 76人 (4)専門研修 160人 (5)主任研修 85人 【H30年度】 (1)実務研修 96人 (2)更新研修 963人 (3)再研修 90人 (4)専門研修 128人 (5)主任研修 219人 【R元年度】 (1)実務研修 0人※ (2)更新研修 825人 (3)再研修 109人 (4)専門研修 281人 (5)主任研修 235人 (6)主任更新研修 235人 (委託先：宮城県社会福祉協議会、宮城県ケアマネジャー協会) ※令和元年東日本台風で試験日程が延期となったことによるもの
② 介護支援専門員多職種連携・支援の推進 介護支援専門員と多職種相互の連携と体制づくりを促進するとともに、困難事例に対する助言指導などの支援を行い、ケアマネジメントの向上を図る。	○ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業 【H29年度】 33回 【H30年度】 37回 【R元年度】 29回 (委託先：宮城県ケアマネジャー協会)
③ 介護支援専門員指導者の養成 自立支援に資する適切なケアマネジメントが実施できるためには、介護支援専門員自身が日常的、継続的に「相談・支援」が受けられる体制が求められることから、その人材を育成する。	○ケアマネジャー指導者養成研修 【H29年度】 1回 12人受講 【H30年度】 1回 12人受講 【R元年度】 1回 16人受講

(3) 事業者への指導監督体制の充実等

取組	実績
<p>① 指導・監査の実施</p> <p>サービス提供事業者を育成・支援し、もって適正なサービス提供体制の確保と介護報酬の適正化を図るため、サービスの内容、介護報酬の請求に関する事項等について周知を図る指導を行うほか、指定基準違反や介護報酬の不正請求が認められる（疑いがある）場合に、事実関係を的確に把握し適切な措置を講ずる監査を行う。</p>	<p>○集団指導 本庁及び各保健福祉事務所・地域事務所ごとに、全指定サービス事業所を対象に、サービス種類別に開催し、制度の理解促進、適正な請求事務等について指導を行いました。 【H30年度】参集率 97.5% 【R元年度】参集率 97.1%</p> <p>○実地指導 サービスの質の確保・向上、高齢者の尊厳の保持、適正な報酬請求等を重点指導事項とし、選定事業所に対し実施しています。 【H29年度】実施率 13.9% 【H30年度】実施率 10.3% 【R元年度】実施率 22.7%</p> <p>○監査 事業所・施設に対して監査を実施し、指定基準違反等が確認されたものについては、処分等を行いました。 【H29年度】監査実施 20事業所 うち処分件数 2件（指定の効力の停止 1件、取消 1件） 【H30年度】監査実施 20事業所 うち処分件数 0件（指定の効力の停止 0件、取消 0件） 【R元年度】監査実施 8事業所 うち処分件数 2件（指定の効力の停止 1件、取消 1件）</p>
<p>② 国保連合会給付適正化システム説明会</p> <p>市町村が国保連合会給付適正化システムを活用することにより、適正化の取組を推進することができるよう説明会を開催する。</p>	<p>【H29年度】操作説明会 2回、ブロック別説明会 4回（県内4か所） 【H30年度】操作説明会 2回、ブロック別説明会 4回（県内4か所） 【R元年度】操作説明会 2回、ブロック別説明会 4回（県内4か所） ※操作説明会は同内容を2回に分けて実施</p>
<p>③ 被保険者・利用者に対する啓発</p> <p>介護サービスの適正な利用を図るため、被保険者・利用者等に対し、意識啓発を行う。</p>	<p>(1) パンフレットの配布 (2) 「みやぎ出前講座」の開催 (3) ホームページによる情報発信等を実施</p>

第3項 第5期介護給付適正化取組方針の推進

第5期方針では、各市町村が定めた主要適正化事業（5事業）における実施目標の平均値を期間中の主な目標として、給付適正化への取組を推進します。

今回設定した目標については、その達成を目指すだけでなく、事業内容をより充実させていくことが重要となります。そのためには、市町村が目標と計画性を持って主体的・積極的に取組を進めることができるよう、県・市町村・国保連が現状認識を共有し、それぞれの特徴を活かしながら、必要な協力を行い、一体的に取り組むことが重要です。

1 市町村における適正化事業の推進

(1) 市町村における実施目標の設定

各市町村は、第5期方針の計画期間において、具体的な事業の内容及びその目標を実施目標として定めることとします。また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、主要適正化事業（5事業）について、令和3年度から令和5年度まで毎年度の目標を設定することとします。

なお、各市町村が設定する目標は、その進捗状況に応じて毎年度見直すこととし、当該年度の目標を県に報告することとします。

(2) 第5期において取り組むべき事業

イ 主要適正化事業

(イ) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護認定は、全国一律の基準に基づき、適切かつ公平に行われる必要があることから、要介護認定の変更認定又は更新認定等に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検を行います。

実施にあたっては、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び市町村内の合議体間の差等についての分析や、認定調査項目別の選択状況の全国市町村との比較分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を行います。

■要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）における目標

- 第5期において優先的に取り組む事業とします。
- 全期間において、全ての市町村が実施することを目指します。
- 業務分析データによるモニタリングや、e-ラーニングシステムの活用による認定の適正化を図ります。

	R3年度	R4年度	R5年度
保険者単位の実施率	100.0%	100.0%	100.0%

※ 実施率は各市町村が設定した目標の平均値。

(ロ) ケアプランの点検

居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、市町村職員等の第三者が介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践を目指すなど、個々の受給者が真に必要なとするサービスの確保に向けた取組を推進します。

実施に当たっては、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用を進めるほか、点検に携わる職員のケアマネジメントに関する研修会等への参加を促し、点検内容を充実させます。また、適切なケアプランの作成に向け、市町村による点検実施だけではなく、介護支援専門員同士によるスーパーバイズや、介護支援専門員の職能団体によるケアプランの点検の機会を設けます。県が実施する「ケアプラン点検アドバイザー派遣事業」を活用して専門職の助言を受けるなどの取組も有効です。

■ケアプランの点検における目標

- 第5期において優先的に取り組む事業とします。
- 期間内の各年度で実施率を高め、令和5年度に保険者単位の実施率91.4%を目指すとともに、内容の充実を図ります。
- 実施していない市町村において体制の整備、実施方法の工夫を図ります。
- 職員及び介護支援専門員の資質向上を図ります。

	R3年度	R4年度	R5年度
保険者単位の実施率	85.7%	91.4%	91.4%

※ 実施率は各市町村が設定した目標の平均値。

(ハ) 住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、改修費が高額となるものや改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真から現状が分かりにくいもの等に特に留意しながら、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等リハビリテーション専門職の協力などを得て、点検を推進します。また、委託により点検を行う場合は、点検担当者の職種把握（建築士等の有資格者であるか）などにより、専門的な観点からの実施が行われているか確認することも必要です。

福祉用具購入・貸与調査については、国保連の介護給付適正化システムにより各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース等に特に留意しながら、これを積極的に活用します。

なお、福祉用具の貸与については、平成30年度から、国が公表する全国平均貸与価格により、給付対象となる貸与価格に一定の上限が設けられており、より一層の適正化に向けた取組が必要となります。

第3項 第5期介護給付適正化取組方針の推進

■住宅改修等の点検における目標

- 期間内の各年度で実施率を高め、令和5年度に保険者単位の実施率 85.7%を目指すとともに、内容の充実を図ります。
- 点検の実施方法及び必要性についての理解を深め、実施率の向上を図ります。

	R3年度	R4年度	R5年度
保険者単位の実施率	82.9%	85.7%	85.7%

※ 実施率は各市町村が設定した目標の平均値。

(二) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検・医療情報との突合については、適正化の費用対効果が最も期待できることから、より重点的な推進を図ることとしています。

県では、「縦覧点検」及び「医療情報との突合」について、全ての市町村が、国保連への業務委託により行っていることから、今後も、実施件数を高め、給付費の抑制につなげるほか、医療保険関係の部署や国保連との密接な連携による更なる取組を推進することが期待されます。

■縦覧点検・医療情報との突合における目標

- 第5期において優先的に取り組む事業とします。
- 全ての市町村が国保連への業務委託により実施しているため、今後も、実施件数を高めるほか、過誤処理の適切な処理により給付費の抑制に努め、医療保険関係の部署や国保連との密接な連携による更なる取組を推進します。

	R3年度	R4年度	R5年度
保険者単位の実施率	100.0%	100.0%	100.0%

※ 実施率は各市町村が設定した目標の平均値。

(木) 介護給付費通知

介護給付費通知については、効果が期待できる対象者・対象サービスに絞り込むことや、送付時期、説明文書など通知内容の理解を助ける取組を行うなど、実施率の向上を図るとともに、その費用対効果を高めるため、地域の実情に応じた独自の取組を進めます。

■介護給付費通知における目標

- 期間内の各年度で実施率を高め、令和5年度に保険者単位の実施率 65.7%を目指すとともに、内容の充実を図ります。
- 郵送費用の見直しや通知内容の工夫等により、効果的な実施を図ります。
- 実施していない市町村については、年に1ないし2回程度の通知から始めるなどの工夫をします。

	R3年度	R4年度	R5年度
保険者単位の実施率	62.9%	65.7%	65.7%

※ 実施率は各市町村が設定した目標の平均値。

□ 積極的な実施が望まれる取組

主要適正化事業の5事業以外に、国保連の介護給付適正化システムを積極的に活用し、システムにより抽出された給付実績データから確認が必要と思われる事項を集中的に確認することにより、過誤調整や事業者等への指導につなげることが期待されます。

(3) 事業の優先度

県では、各市町村が主要適正化事業（5事業）について、令和3年度から令和5年度まで毎年度の目標を設定し取組を進めますが、全ての事業を均等に実施していくことが難しい場合は、費用の適正化の観点から即効的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」、介護保険制度の要である介護支援専門員を支援する「ケアプランの点検」及び「要介護認定の適正化」の3事業を優先的に実施することとします。

(4) 指導監督に関する取組

市町村による指導監督については、効率的な指導監督体制の充実や情報共有を図るとともに、次のことについて取り組むことが望まれます。

イ 苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

市町村又は国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施します。

□ 不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導監督を実施します。

ハ 受給者等から提供された情報の活用

受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、県と合同又は市町村自ら監査を実施します。

(5) 国保連との連携や適正化推進に役立つツールの活用

適正化事業の推進に当たっては、介護給付適正化システムを活用するための研修や縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知等に係る業務委託など、国保連との連携により効果的に行える事業が多いことから、積極的な活用が必要です。また、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムは、全国平均、都道府県平均、他市町村との比較や時系列比較等による自己分析を行うことで、重点的に取り組むべき分野が指標データで明確になることから、これらのデータを活用した目標設定等に有効です。

第3項 第5期介護給付適正化取組方針の推進

2 県における適正化事業の推進

市町村が目標と計画性を持って主体的・積極的に取組を進めることができるよう、県・市町村・国保連が現状認識を共有し、連携体制をとれるよう調整を図りながら、次の取組を行います。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定調査が公平・公正に行われるよう、認定調査員研修や主治医研修等を通して人材の育成を図るなど、介護認定審査会の運営が適切に行われるよう市町村への支援を行います。

(2) ケアマネジメント等の適正化

介護支援専門員に対する研修等の資質向上事業やケアプラン点検アドバイザー派遣事業等を通して、適切なケアマネジメントを行う人材の育成を図るとともに、市町村におけるケアマネジメント適正化の取組を支援します。

(3) 事業者への指導監督体制の充実等


適正化事業と事業者の指導監督は、アプローチは異なるものの、不正請求・不適切なサービス提供を是正するという目的では共通する部分があることから、相互に情報共有し、積極的に連携を図るとともに、県の指導監督体制の充実を図ります。また、県が行う事業者等への集団指導などの機会を活用して、介護給付の適正化に向けた指導、啓発等を行います。

(4) 市町村及び国保連との連携

適正化事業の推進に向けて、市町村が必要とする支援や国保連が提供可能な協力内容を把握して、ブロック別研修会や介護給付適正化システム研修会等を通して両者が連携して適正化事業に取り組むことができるよう調整を図ります。

(5) 県内市町村の進捗状況の進行管理等

市町村の目標、実施状況及び現状等を把握しながら、適正化事業の進行管理を行います。また、事業の取組が低調な市町村に対しては、低調となっている原因の調査・分析、対応策の検討等に協力するなど、必要な支援を行います。



各論
第6章

推進編

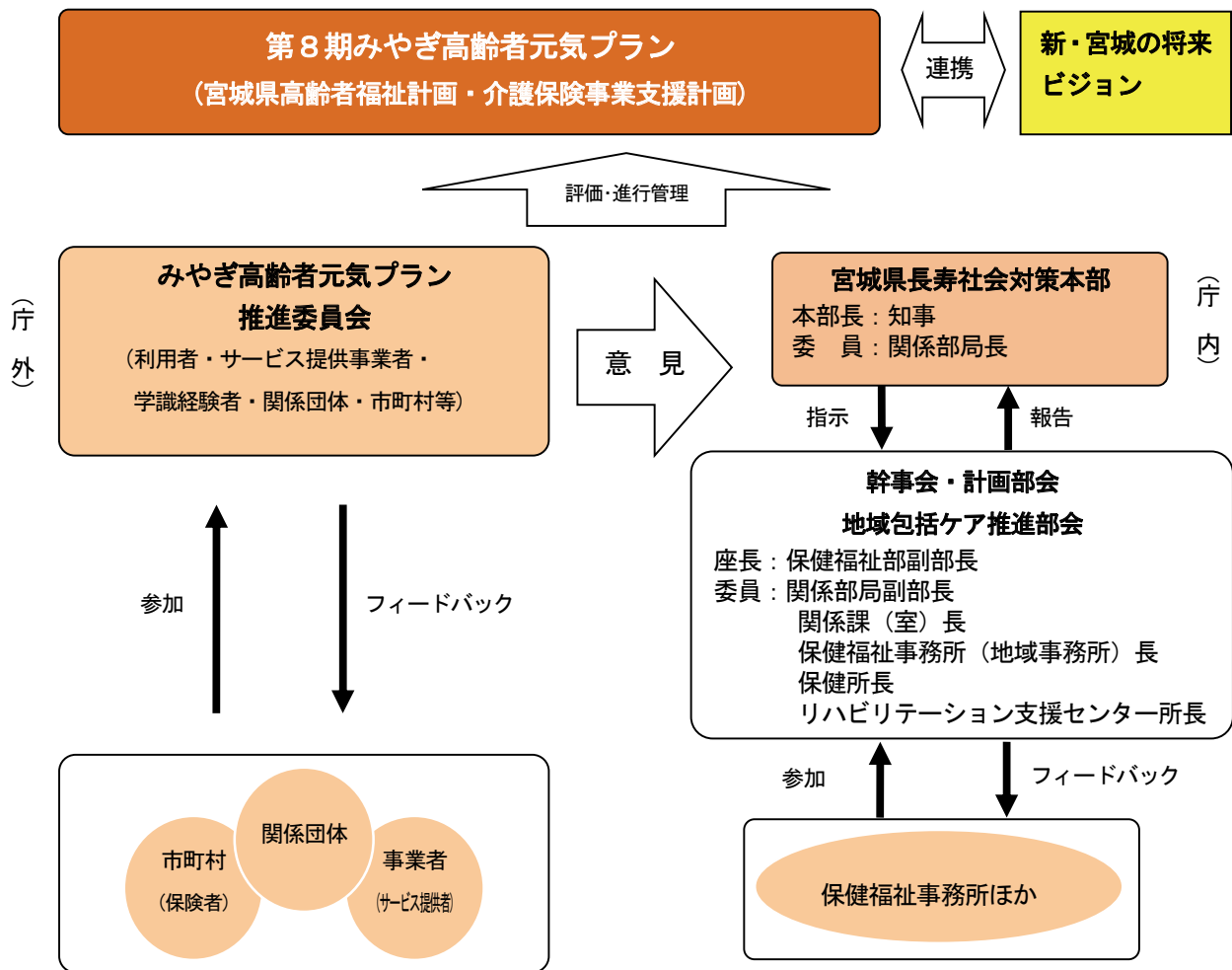
第1項 進行管理

第2項 計画推進における役割分担

第1項 進行管理

- この計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）の社会を見据え、地域包括ケアシステムの充実・推進を図る上で大きな位置を占めることから、全県民が力を結集し、地域を支える担い手として、共に取り組んでいく必要があります。
- この計画に基づく各種施策を円滑に推進するため、知事を本部長とする「宮城県長寿社会対策本部」で、総合的な企画・調整を行い、全庁をあげた長寿社会対策の展開に努めます。
- 計画の実施に当たっては、介護サービス等の利用者、サービス提供事業者、学識経験者、関係団体、市町村など様々な立場の委員で構成する「みやぎ高齢者元気プラン推進委員会」の意見を聴きながら、毎年度、計画の進捗状況を点検し、新・宮城の将来ビジョンの進捗と併せて、進行管理を行います。また、計画期間の3年目に当たる令和5年度には3年間を通じた計画の達成状況を検証し、次期計画の策定に反映します。

■第8期みやぎ高齢者元気プラン評価・進行管理体制



第2項 計画推進における役割分担

計画の推進に当たっては、行政はもとより、住民や保健・医療・福祉関係者、民間団体、企業等が地域において、それぞれの役割を分担しながらお互いに補完・協力していくことが重要です。

1 行政の役割

<県の役割>

- 県は、令和7年（2025年）に向け、市町村の地域包括ケア体制の構築・推進を支援するため、医療・介護・福祉・NPO法人・行政など様々な関係団体による協議会を設置・運営し、関係機関間の連携、協働を図り、地域包括ケアシステムの充実・推進に向けた取組を行います。
- さらに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの整備等について市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施、モデル事業による先導的事業の誘導や市町村等への助言、支援などを行います。
- 地域包括ケア体制を支える人材の確保・育成を行います。特に介護人材については、需給推計を行い、関係団体等と連携しながら広域的な視点から総合的な取組を行います。
- 介護サービスの質が確保され、制度が円滑に運営されるよう事業者や関係団体の指導、育成、ケアマネジャー、介護福祉士など専門資格者の管理、育成などを行います。
- 施設介護サービス等広域的な整備が必要なものについては、市町村間又は圏域間の調整などにより、地域格差の生じないサービス体制づくりを支援していきます。
- 民間団体の活動や地域住民の連帯感醸成など、市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを行っていきます。
- 県民に対して、制度の内容等について十分に説明するとともに、制度上の課題や現場の声などを把握し、必要な場合には国に対する制度改正等の提案を行います。

<市町村の役割>

- 市町村は、基礎自治体として、福祉の最前線の担い手であり、令和7年（2025年）に向け、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される地域包括ケア体制を構築するため、地域の高齢者福祉の拠点となる地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの整備を進めるとともに、地域密着型サービス事業者の指導監督、高齢者虐待の防止などのほか、地域住民に最も身近な立場から、高齢者の福祉を増進していく責務を有しています。
- 市町村は、「地域のマネジメント」を行う役割があり、地域づくりについて住民の理解促進に努める必要があるほか、住民のニーズを的確に把握し、地域で自分らしい生活を安心して送るための基礎的なサービス基盤を整備していく必要があります。そのため、住民団体、NPO、民間事業者等多様なサービス主体が活動しやすい環境や高齢者の住まいが適切に供給される環境の整備を進めていく役割が期待されています。
- 民間事業者の参入が見込みにくい分野のサービスについては、住民への安定的な供給を自ら確保したり、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、地域の福祉を向上させるための活動への地域住民自身の参画を促していくことも求められています。

2 県民・団体・企業の役割

<県民に期待される役割>

- 地域の福祉を充実させていくには、地域をよく知っている住民一人一人の役割が重要です。高齢者を含め住民一人一人が、地域支え合いの担い手となることが求められています。
- 福祉サービスの利用者であり、担い手でもある住民の声が地域の福祉水準を高めます。
- 一人一人のニーズを地域の大きな声にするとともに、様々な情報の交換やボランティア活動などへの自発的・自主的な参加ができるよう地域の中で支えあう組織づくりや仲間づくりが望まれています。
- まちづくりへの参画や自主的なコミュニティづくりなども期待されています。

<団体に期待される役割>

- 保健・医療・福祉の各種団体、地域団体、生活協同組合や農業協同組合の団体、NPOなどが積極的に福祉活動に取り組み、地域を支える主体となることが期待されています。
- 市町村社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核を担う組織、民間福祉活動の牽引役としての役割が期待されています。また、県社会福祉協議会については、市町村社会福祉協議会と福祉団体等とのネットワーク化を促進する「地域福祉の中核機関」としての役割が期待されています。

<企業に期待される役割>

- 介護保険制度の施行から20年が経ち、介護サービスの利用形態が、措置制度から、利用者の自由な選択による契約へと移行し、企業の介護分野への参画も進み、その役割はますます重要になっています。地域包括ケア推進のための新たなサービスへの参入など、多様なニーズの増加に伴い、企業がサービス提供の一翼を担うことが今後も期待されています。
- 企業の社会貢献として資金等の援助やボランティア活動への積極的な参加が期待されています。
- 高齢者の雇用促進や高齢者が利用しやすい商品の開発・施設整備のほか、職場における育児・介護休業制度の定着・促進なども期待されています。

資料編

構成事業一覧

事業名	担当課(室)
第1章 みんなで支え合う地域づくり	
第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進	
1 地域包括ケア体制の充実	
認知症地域ケア推進事業	長寿社会政策課
地域包括支援センター機能強化推進事業	長寿社会政策課
高齢者虐待対策事業	長寿社会政策課
地域包括ケア総合推進・支援事業	長寿社会政策課
生活支援サービス開発支援事業	長寿社会政策課
地域支援事業交付金	長寿社会政策課
2 多職種連携体制の構築・推進	
介護支援専門員資質向上事業	長寿社会政策課
地域包括ケア地域課題等調整会議	医療政策課
地域包括ケア総合推進・支援事業(再掲)	長寿社会政策課
患者のための薬局ビジョン推進事業	薬務課
ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業	長寿社会政策課
3 介護家族の支援	
地域支援事業交付金(再掲)	長寿社会政策課
第2項 地域支え合いと介護予防の推進	
1 支え合う地域社会づくり	
(1) 地域の支え合いの再構築	
被災地域福祉推進事業	社会福祉課
地域福祉推進事業	社会福祉課
避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用	保健福祉総務課
認知症地域ケア推進事業(再掲)	長寿社会政策課
生活福祉資金貸付事業	社会福祉課
地域支援事業交付金(再掲)	長寿社会政策課

事業名		担当課(室)
	(2) 地域活動の担い手の育成	
	地域福祉推進事業(再掲)	社会福祉課
	被災地域福祉推進事業(再掲)	社会福祉課
	老人クラブ活動育成事業	長寿社会政策課
	みやぎシニアカレッジ運営事業	長寿社会政策課
	高齢者雇用支援事業	雇用対策課
	高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業	長寿社会政策課
	認知症地域ケア推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	県ボランティアセンター運営事業	社会福祉課
	地域支援事業交付金(再掲)	長寿社会政策課
	元気高齢者等活躍支援事業	長寿社会政策課
	2 地域支え合いの推進	
	地域支援事業交付金(再掲)	長寿社会政策課
	生活支援サービス開発支援事業(再掲)	長寿社会政策課
	地域包括ケア総合推進・支援事業(再掲)	長寿社会政策課
	地域福祉推進事業(再掲)	社会福祉課
	3 介護予防の推進	
	地域包括ケア総合推進・支援事業(再掲)	長寿社会政策課
	地域支援事業交付金(再掲)	長寿社会政策課
	心のケアセンター運営事業	精神保健推進室
	地域リハビリテーション推進強化事業	障害福祉課
	元気高齢者等活躍支援事業(再掲)	長寿社会政策課
第3項 安全な暮らしの確保		
	1 感染症への備え	
	新型コロナウイルスに係る介護サービス継続支援事業	長寿社会政策課
	介護施設等感染症対策事業	長寿社会政策課
	介護基盤整備等補助事業	長寿社会政策課
	社会福祉施設等介護職員等確保支援事業	長寿社会政策課
	新型コロナウイルス関連要介護高齢者支援事業	長寿社会政策課
	2 大規模災害への備え	
	避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用(再掲)	保健福祉総務課
	木造住宅等震災対策事業	建築宅地課
	3 地域ぐるみの防犯・防災対策	
	安全・安心まちづくり推進事業	共同参画社会推進課
	地域安全活動	警察本部生活安全企画課
	日常生活自立支援事業	社会福祉課
	消費者啓発事業	消費生活・文化課
	被災地域福祉推進事業(再掲)	社会福祉課

構成事業一覧

事業名		担当課(室)
	住宅防火対策の推進	消防課
	消費生活相談事業	消費生活・文化課
	悪質商法による被害の防止	警察本部生活環境課
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業	長寿社会政策課
4	交通安全の確保	
	四季の交通安全運動推進事業	地域交通政策課
	高齢者の交通安全対策事業	県警本部交通企画課
	高齢者交通安全ふれあい世帯訪問事業	地域交通政策課
第2章 自分らしい生き方の実現		
第1項 認知症の人にやさしいまちづくり		
1	認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり	
	認知症地域ケア推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	認知症地域支援研修事業	長寿社会政策課
2	正しい理解の促進と本人発信支援	
	認知症地域ケア推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	認知症疾患医療センター運営事業	長寿社会政策課
	認知症高齢者介護家族支援事業	長寿社会政策課
3	早期発見・早期対応の促進, 医療体制の整備	
	認知症地域支援研修事業(再掲)	長寿社会政策課
	認知症地域医療支援事業	長寿社会政策課
	認知症疾患医療センター運営事業(再掲)	長寿社会政策課
4	認知症ケアを担う人づくりと介護者への支援	
	認知症高齢者介護家族支援事業(再掲)	長寿社会政策課
	認知症介護実践者等研修事業	長寿社会政策課
	認知症介護実務者総合研修事業	長寿社会政策課
	認知症地域支援研修事業(再掲)	長寿社会政策課
5	認知症に適切に対応する地域づくり	
	認知症地域ケア推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	認知症地域支援研修事業(再掲)	長寿社会政策課
第2項 生きがいに満ちた生活の実現		
1	高齢者が活躍できる活動の場づくり	
	みやぎ県民大学推進事業	生涯学習課
	宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭開催事業	スポーツ振興課
	認知症地域ケア推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業(再掲)	長寿社会政策課
	安全・安心まちづくり推進事業(再掲)	共同参画社会推進課
	高齢者雇用支援事業(再掲)	雇用対策課

事業名		担当課(室)
	広域スポーツセンター事業	スポーツ振興課
	避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用(再掲)	保健福祉総務課
	地域学校協働活動推進事業	生涯学習課
	明るい長寿社会づくり推進事業	長寿社会政策課
	教育応援団事業	生涯学習課
	みやぎシニアカレッジ運営事業(再掲)	長寿社会政策課
	老人クラブ活動育成事業(再掲)	長寿社会政策課
	元気高齢者等活躍支援事業(再掲)	長寿社会政策課
2	いくつになっても働ける社会づくり	
	新たな農業担い手育成プロジェクト	農業振興課
	介護人材確保推進事業	長寿社会政策課
第3項 自分らしく生きるための権利擁護		
1	権利擁護のための取組	
	日常生活自立支援事業(再掲)	社会福祉課
	高齢者権利擁護推進事業	長寿社会政策課
	高齢者虐待対策事業(再掲)	長寿社会政策課
2	高齢者虐待の防止(1)	
	高齢者虐待対策事業(再掲)	長寿社会政策課
	高齢者権利擁護推進事業(再掲)	長寿社会政策課
3	高齢者虐待の防止(2)	
	高齢者権利擁護推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	高齢者虐待対策事業(再掲)	長寿社会政策課
第3章 安心できるサービスの提供		
第1項 サービス提供基盤の整備		
1	在宅生活を支援するサービスの充実	
	介護基盤整備等補助事業(再掲)	長寿社会政策課
	訪問看護推進事業	医療人材対策室
	地域リハビリテーション推進強化事業(再掲)	障害福祉課
	地域統括がん相談事業	健康推進課
2	施設サービスの充実	
	特別養護老人ホーム建設費補助事業	長寿社会政策課
	介護基盤整備等補助事業(再掲)	長寿社会政策課
	療養病床転換助成事業	長寿社会政策課
3	地域密着型サービスの推進	
	介護基盤整備等補助事業(再掲)	長寿社会政策課
	福祉サービス第三者評価推進事業	長寿社会政策課
	地域包括ケア総合推進・支援事業(再掲)	長寿社会政策課
4	新たな住まいの確保	
	養護老人ホーム建設費補助事業	長寿社会政策課

構成事業一覧

事業名		担当課(室)
	サービス付き高齢者向け住宅登録制度	住宅課・長寿社会政策課
	軽費老人ホーム事務費補助事業	長寿社会政策課
	民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実	住宅課
5	バリアフリーみやぎの推進	
	(1) だれもが住みよい福祉のまちづくり	
	バリアフリーみやぎ推進事業	社会福祉課
	福祉有償運送運営協議会事業	長寿社会政策課
	バリアフリー型交通安全施設等整備事業	警察本部交通規制課
	(2) 住まいのバリアフリー化	
	介護研修センター運営事業	長寿社会政策課
	公営住宅ストック総合改善事業	住宅課
第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着		
1	多様な人材の参入促進	
	介護人材確保対策緊急アクションプラン事業	長寿社会政策課
	介護人材確保推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	元気高齢者等活躍支援事業(再掲)	長寿社会政策課
	介護福祉士養成施設支援事業	長寿社会政策課
	介護職員初任者研修受講支援事業	長寿社会政策課
	外国人介護人材学習支援事業	長寿社会政策課
	介護福祉士等修学資金貸付事業	長寿社会政策課
	福祉系高校修学資金等貸付事業	長寿社会政策課
	潜在看護職員復職研修事業	医療人材対策室
	福祉・介護人材マッチング機能強化事業	社会福祉課
	ナースセンター事業	医療人材対策室
	離職者等再就職訓練	産業人材対策課
2	職員の資質向上	
	介護人材確保推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	福祉・介護人材マッチング機能強化事業(再掲)	社会福祉課
	介護研修センター運営事業(再掲)	長寿社会政策課
3	労働環境・処遇の改善	
	介護人材確保対策緊急アクションプラン事業(再掲)	長寿社会政策課
	介護人材確保推進事業(再掲)	長寿社会政策課
	ロボット等介護機器導入促進事業	長寿社会政策課
	潜在看護職員復職研修事業(再掲)	医療人材対策室
4	介護支援専門員の資質向上	
	介護支援専門員資質向上事業(再掲)	長寿社会政策課
	ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業(再掲)	長寿社会政策課

事業名		担当課(室)
第3項 介護サービスの質の確保・向上		
1 適切な介護サービスの確保(1)		
	介護保険制度運営事業(介護保険給付費用負担金)	長寿社会政策課
	介護保険利用負担軽減対策事業	長寿社会政策課
	地域支援事業交付金(再掲)	長寿社会政策課
	介護保険財政安定化事業	長寿社会政策課
	介護支援専門員試験・登録事業	長寿社会政策課
	介護認定調査員等研修事業	長寿社会政策課
2 適切な介護サービスの確保(2)		
	介護サービス情報の公表推進事業	長寿社会政策課
	苦情処理体制運営事業	長寿社会政策課
	福祉サービス苦情解決事業	社会福祉課
	日常生活自立支援事業(再掲)	社会福祉課
	福祉サービス第三者評価推進事業(再掲)	長寿社会政策課
3 サービスの質の向上		
	福祉サービス第三者評価推進事業	社会福祉課・長寿社会政策課
	介護保険審査会運営事業	長寿社会政策課

【参考：和暦と西暦】

和暦	西暦	和暦	西暦
昭和22年	1947年	令和元年	2019年
昭和24年	1949年	令和2年	2020年
昭和56年	1981年	令和3年	2021年
昭和63年	1988年	令和4年	2022年
平成2年	1990年	令和5年	2023年
平成3年	1991年	令和6年	2024年
平成7年	1995年	令和7年	2025年
平成12年	2000年	令和12年	2030年
平成13年	2001年	令和17年	2035年
平成16年	2004年	令和22年	2040年
平成17年	2005年	令和24年	2042年
平成18年	2006年	令和27年	2045年
平成20年	2008年	令和47年	2065年
平成22年	2010年		
平成23年	2011年		
平成25年	2013年		
平成27年	2015年		
平成28年	2016年		
平成29年	2017年		
平成30年	2018年		

策定経過

計 画 策 定 経 過		
第 1 期	平成9年12月	○介護保険関連三法公布
	平成11年4月	○第1回 宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会
	7月	○第2回 宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会
	9月	○第3回 宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会
	平成12年2月	○第4回 宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会
	3月	○みやぎ高齢者元気プラン策定
	4月	○介護保険制度実施
	9月	○第1回 みやぎ高齢者元気プラン評価委員会
	平成13年2月	○第2回 みやぎ高齢者元気プラン評価委員会
	6月	○第3回 みやぎ高齢者元気プラン評価委員会
平成14年3月	○第4回 みやぎ高齢者元気プラン評価委員会	
第 2 期	8月	○第1回 第2期みやぎ高齢者元気プラン策定委員会
	11月	○第1回 長寿社会対策本部計画部会
	12月	○第2回 第2期みやぎ高齢者元気プラン策定委員会
		○第1回長寿社会対策本部会議
	平成15年2月	○第2回 長寿社会対策本部計画部会
	3月	○第3回 第2期みやぎ高齢者元気プラン策定委員会
		○第2回 長寿社会対策本部会議
		○第2期 みやぎ高齢者元気プラン策定
	平成16年2月	○第1回 第2期みやぎ高齢者元気プラン評価委員会
	10月	○第2回 第2期みやぎ高齢者元気プラン評価委員会
平成17年2月	○第3回 第2期みやぎ高齢者元気プラン評価委員会	
第 3 期	6月	○改正介護保険法公布
	8月	○第1回 長寿社会対策本部幹事会・計画部会
		○第1回 長寿社会対策本部会議
		○第1回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会
	11月	○第2回 長寿社会対策本部幹事会・計画部会
	12月	○第2回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会
		○第2回 長寿社会対策本部会議
	平成18年1月	○パブリックコメント実施
	2月	○第3回 長寿社会対策本部幹事会・計画部会
		○第3回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会
	3月	○第3回 長寿社会対策本部会議
		○第3期 みやぎ高齢者元気プラン策定
	平成19年3月	○第4回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会
10月	○第5回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	
平成20年1月	○第6回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	
3月	○第7回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	
第 4 期	10月	○平成20年度第1回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定基本方針
		○平成20年度第1回 長寿社会対策本部会議
	12月	○平成20年度第1回 長寿社会対策本部幹事会・計画部会
		○平成20年度第2回 長寿社会対策本部会議
		○平成20年度第2回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画中間案
	平成21年1月	○パブリックコメント実施
	2月	○平成20年度第3回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画最終案
3月	○平成20年度第3回 長寿社会対策本部会議	

第5期	平成23年6月	○平成23年度第1回みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県震災復興計画案、策定スケジュール
	9月	○平成23年度第2回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定基本方針
	10月	○平成23年度第1回 長寿社会対策本部会議
	12月	○平成23年度第3回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画中間案
	平成24年1月 2月 3月	○平成23年度第2回 長寿社会対策本部会議 ○パブリックコメント実施 ○平成23年度第4回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画最終案 ○平成23年度第3回 長寿社会対策本部会議
第6期	平成26年8月	○平成26年度第1回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定方針
	10月	○平成26年度第1回 長寿社会対策本部会議幹事会・計画部会
	11月	○平成26年度第1回 長寿社会対策本部会議 ○平成26年度第2回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画骨子案
	12月	○平成26年度第2回 長寿社会対策本部会議幹事会・計画部会 ○平成26年度第3回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画中間案
	平成27年3月	○平成26年度第2回 長寿社会対策本部会議 ○パブリックコメント実施 ○平成26年度第3回 長寿社会対策本部会議幹事会・計画部会 ○平成26年度第4回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画最終案 ○平成26年度第3回 長寿社会対策本部会議
第7期	平成29年7月	○平成29年度第1回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定方針
	9月	○平成29年度第2回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画骨子案
	12月	○平成29年度第3回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画中間案
	平成30年1月 3月	○平成29年度第1回 長寿社会対策本部会議計画部会 ○パブリックコメント実施 ○平成29年度第2回 長寿社会対策本部会議幹事会・計画部会 ○平成29年度第4回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画最終案 ○平成29年度第3回 長寿社会対策本部会議
	第8期	令和2年7月
9月		○令和2年度第2回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画骨子案
12月		○令和2年度第3回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画中間案
令和3年1月 3月		○パブリックコメント実施 ○令和2年度第4回 みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 宮城県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画最終案 ○令和2年度 長寿社会対策本部会議幹事会・計画部会 ○令和2年度 長寿社会対策本部会議

みやぎ高齢者元気プラン推進委員会委員名簿

委員名	現職
安藤 由紀子	公益社団法人宮城県医師会常任理事
池田 昌弘	特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長
伊丹 さち子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長
伊藤 吉隆	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会副会長兼専務理事
小野寺 富美子	特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会理事
加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター長
黒田 清	宮城県老人福祉施設協議会会長
佐藤 和彦	川崎町保健福祉課課長
暁 石 理 枝	一般社団法人宮城県介護福祉士会代表理事
白鳥 明美	栗原市市民生活部次長
鈴木 徳子	公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部副代表
髙橋 誠一	東北福祉大学総合マネジメント学部教授
にし 澤 英 之	一般社団法人宮城県社会福祉士会理事
みの 箕 輪 もと 三	特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会副代表理事
わた 渡 辺 淳 子	宮城県生活協同組合連合会常務理事

(令和3年3月現在 敬称略 50音順)

圏域別データ

第1項 仙南地域高齢者福祉圏域

第2項 仙台地域高齢者福祉圏域

第3項 大崎・栗原地域高齢者福祉圏域

第4項 石巻・登米・気仙沼地域高齢者福祉圏域

第1項 仙南地域高齢者福祉圏域

この圏域は、県の南部に位置し、西部は山形県、南部は福島県に隣接しており、次の2市7町から構成される圏域です。

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

1 高齢化の現状

人口は、約17万7千人（平成27年国勢調査）と県内の圏域の中では最も少なく、平成7年の国勢調査をピークに減少傾向にあります。

高齢化率は、33.7%（令和2年3月）と県内の圏域の中では3番目であり、県の高齢化率27.9%よりも5.8ポイント高くなっています。特に、七ヶ宿町の高齢化率は46.2%と県内で最も高くなっています。また、丸森町の高齢化率は41.6%と県内で2番目の順位となっています。

(1) 高齢化の状況

【単位：人】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	196,143	197,310	194,884	191,139	183,679	177,192
65～74歳	18,493	22,538	23,766	22,509	21,576	25,172
75歳以上	11,941	14,520	18,477	23,744	26,976	28,286
計	30,434	37,058	42,243	46,253	48,552	53,458
高齢化率	15.5%	18.8%	21.7%	24.2%	26.4%	30.2%

資料：国勢調査結果

(2) 人口推計

【単位：人】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	176,731	175,041	173,177	171,130	168,703
65～74歳	25,817	26,523	27,370	27,609	28,154
75歳以上	28,087	28,321	28,389	28,744	28,743
計	53,904	54,844	55,759	56,353	56,897
高齢化率	30.5%	31.3%	32.2%	32.9%	33.7%

資料：平成28年～令和2年は、県長寿社会政策課調査結果（3月31日現在）

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	160,359	150,751	140,624	129,625	118,043
65～74歳	26,316	22,036	19,431	20,030	20,547
75歳以上	33,120	36,443	37,198	35,499	32,810
計	59,436	58,479	56,629	55,529	53,357
高齢化率	37.1%	38.8%	40.3%	42.8%	45.2%

資料：令和7年～令和27年は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計値）

(3) 要介護者数の推計

【単位：人】

	令和2年度（実績）		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	割合（%）	人数	割合（%）	人数	割合（%）	人数	割合（%）
要支援1	701	1.2	706	1.2	708	1.2	713	1.2
要支援2	1,542	2.7	1,573	2.7	1,586	2.7	1,595	2.8
要介護1	1,411	2.5	1,427	2.5	1,433	2.5	1,443	2.5
要介護2	2,058	3.6	2,119	3.7	2,135	3.7	2,160	3.7
要介護3	1,630	2.9	1,646	2.9	1,672	2.9	1,688	2.9
要介護4	1,447	2.5	1,533	2.7	1,558	2.7	1,578	2.7
要介護5	946	1.7	943	1.6	948	1.6	954	1.6
計	9,735	17.1	9,947	17.3	10,040	17.4	10,131	17.5

資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計（令和2年度（実績）は令和2年3月末時点）

（注）「割合」は、第1号被保険者数に占める要介護（要支援）者の割合（第2号被保険者を含む）であり、参考値です。

2 サービス種類ごとの見込み

(1) 居宅サービス見込量

■介護給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用回数(回/年)	289,045	300,712	308,918
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	11,204	11,330	11,609
訪問看護	利用回数(回/年)	23,922	24,776	25,219
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	6,280	7,205	7,206
通所介護	利用回数(回/年)	209,018	212,759	216,931
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	70,069	70,882	71,707
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	4,068	4,116	4,236
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	55,855	57,239	59,842
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	9,445	9,128	9,056
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	1,224	1,284	1,320
福祉用具貸与	費用(千円/年)	382,313	391,428	398,215
特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	11,725	11,967	12,375
住宅改修費	費用(千円/年)	26,602	29,082	29,082
居宅介護支援	利用者数(人/年)	44,904	45,804	46,680

資料：市町村推計

■予防給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	118	120	118
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	4,038	4,151	4,151
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	821	920	919
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	3,072	3,156	3,216
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	948	948	960
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	1996	2,034	2,034
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	358	356	317
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	276	276	276
介護予防福祉用具貸与	費用(千円/年)	47,518	48,050	48,414
介護予防特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	4,639	4,873	4,873
介護予防住宅改修費	費用(千円/年)	12,431	11,228	12,416
介護予防支援	利用者数(人/年)	9,540	9,708	9,816

資料：市町村推計

(2) 地域密着型サービス見込量

■地域密着型サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人/年)	960	960	996
夜間対応型訪問介護	利用者数 (人/年)	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	4,044	4,044	3,967
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	960	984	996
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	4,344	4,368	4,356
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	804	804	816
地域密着型通所介護	利用回数 (回/年)	39,440	40,267	41,118

資料：市町村推計

■地域密着型介護予防サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	168	180	180
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	72	72	72

資料：市町村推計

(3) 介護保険施設利用者数見込み

【単位：人/月】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,234	1,246	1,256	1,268
うち地域密着型介護老人福祉施設	137	135	135	135
介護老人保健施設	947	951	956	962
介護医療院	2	18	24	24
介護療養型医療施設	1	1	1	1

(注) 地域密着型介護老人福祉施設の見込み数は、介護老人福祉施設の内数です。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の見込み数は、介護療養型医療施設からの転換見込み分を含みます。

(4) 施設・居住系サービス定員数見込み

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,200	1,210	1,230	1,230
うち地域密着型介護老人福祉施設	136	136	136	136
介護老人保健施設	905	905	905	905
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	108	108	108	108
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	359	368	368	368

(注) 各市町村の施設サービス利用者見込み数等を基に算定しています。

医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換分については、令和3年度以降の定員数には含んでいません。
特定施設入居者生活介護は、混合型（入居者が要介護者とその家族等に限定されない特定施設）も含まれます。

(5) 保健福祉サービスの整備目標

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和5年度
養護老人ホーム	50	50
軽費老人ホーム	120	120
うち軽費老人ホーム（A型・B型）	70	70
うちケアハウス	50	50

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。

生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）については、地域のニーズに応じて整備を検討します。

在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターの設置状況等を踏まえた上で、地域のニーズに応じて整備します。
老人福祉センターは、現状程度の設置数とします。

(6) 有料老人ホーム等の整備数

サービスの種類	令和2年度
有料老人ホーム	255 人
サービス付き高齢者向け住宅	138 戸

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。

第2項 仙台地域高齢者福祉圏域

この圏域は、県の中央部及び南東部に位置し、西部は山形県、南部は福島県に隣接しており、次の6市7町1村から構成される圏域です。

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村

1 高齢化の現状

人口は、約153万人（平成27年国勢調査）と県内の圏域の中では最も多く、増加傾向にあります。

高齢化率は、24.9%（令和2年3月）と県内の圏域の中では最も低く、県の高齢化率27.9%よりも3.0ポイント低くなっていますが、塩竈市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町及び大郷町の6市町では高齢化率が30%を超えています。特に、山元町の高齢化率は40.7%と県内で3番目の順位となっています。

(1) 高齢化の状況

【単位：人】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	1,292,282	1,381,877	1,437,181	1,463,279	1,490,098	1,528,508
65～74歳	77,747	102,271	123,240	136,227	149,577	180,032
75歳以上	45,041	57,467	78,190	106,854	135,195	161,643
計	122,788	159,738	201,430	243,081	284,772	341,675
高齢化率	9.5%	11.6%	14.0%	16.6%	19.1%	22.4%

資料：国勢調査結果

(2) 人口推計

【単位：人】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	1,504,224	1,504,897	1,506,759	1,507,615	1,509,115
65～74歳	181,853	185,146	188,701	189,337	191,523
75歳以上	160,592	166,605	172,061	178,970	183,526
計	342,445	351,751	360,762	368,307	375,049
高齢化率	22.8%	23.4%	23.9%	24.4%	24.9%

資料：平成28年～令和2年は、県長寿社会政策課調査結果（3月31日現在）

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	1,510,293	1,475,155	1,426,974	1,365,284	1,293,406
65～74歳	188,334	178,384	184,949	205,023	207,280
75歳以上	242,950	273,931	285,972	290,727	295,557
計	431,284	452,315	470,921	495,750	502,837
高齢化率	28.6%	30.7%	33.0%	36.3%	38.9%

資料：令和7年～令和27年は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計値）

(3) 要介護者数の推計

【単位：人】

	令和2年度（実績）		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	割合（%）	人数	割合（%）	人数	割合（%）	人数	割合（%）
要支援1	13,341	3.6	13,897	3.6	14,314	3.7	14,761	3.8
要支援2	7,716	2.1	8,014	2.1	8,289	2.1	8,590	2.2
要介護1	14,521	3.9	14,870	3.9	15,215	3.9	15,592	4.0
要介護2	10,550	2.8	10,766	2.8	10,982	2.8	11,208	2.9
要介護3	7,714	2.1	7,988	2.1	8,173	2.1	8,357	2.1
要介護4	8,003	2.1	8,266	2.2	8,476	2.2	8,687	2.2
要介護5	5,564	1.5	5,689	1.5	5,807	1.5	5,934	1.5
計	67,409	18.0	69,490	18.1	71,256	18.4	73,129	18.6

資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計（令和2年度（実績）は令和2年3月末時点）

（注）「割合」は、第1号被保険者数に占める要介護（要支援）者の割合（第2号被保険者を含む）であり、参考値です。

2 サービス種類ごとの見込み

(1) 居宅サービス見込量

■介護給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用回数(回/年)	2,537,544	2,666,932	2,798,569
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	60,730	63,590	66,572
訪問看護	利用回数(回/年)	473,806	496,744	521,196
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	75,288	78,770	82,812
通所介護	利用回数(回/年)	1,329,329	1,389,007	1,448,988
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	539,627	565,264	591,982
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	99,708	105,372	111,468
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	617,057	631,740	647,064
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	59,864	60,894	62,606
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	23,940	24,636	25,596
福祉用具貸与	費用(千円/年)	3,047,290	3,194,954	3,347,746
特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	102,704	109,302	115,307
住宅改修費	費用(千円/年)	223,067	238,719	250,334
居宅介護支援	利用者数(人/年)	339,600	355,764	372,540

資料：市町村推計

■予防給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	264	264	264
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	56,322	59,308	62,485
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	10,014	10,554	10,898
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	25,596	26,724	27,924
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	7,224	7,596	7,956
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	12,710	13,148	13,650
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	1,194	1,200	1,267
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	5,508	5,664	5,880
介護予防福祉用具貸与	費用(千円/年)	366,763	383,192	401,076
介護予防特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	37,171	39,259	41,376
介護予防住宅改修費	費用(千円/年)	168,123	177,422	185,870
介護予防支援	利用者数(人/年)	92,340	96,612	101,124

資料：市町村推計

(2) 地域密着型サービス見込量

■地域密着型サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人/年)	5,820	6,326	6,845
夜間対応型訪問介護	利用者数 (人/年)	132	132	132
認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	77,246	79,595	81,464
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	12,012	12,312	13,188
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	31,944	32,772	33,504
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	216	228	228
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	4,044	4,332	5,232
地域密着型通所介護	利用回数 (回/年)	439,956	460,604	481,879

資料：市町村推計

■地域密着型介護予防サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	690	690	690
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	1,764	1,788	1,896
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	348	348	360

資料：市町村推計

(3) 介護保険施設利用者数見込み

【単位：人/月】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,045	6,203	6,563	6,811
うち地域密着型介護老人福祉施設	628	627	674	703
介護老人保健施設	4,645	4,817	4,838	4,958
介護医療院	51	95	130	147
介護療養型医療施設	23	25	22	18

(注) 地域密着型介護老人福祉施設の見込み数は、介護老人福祉施設の内数です。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の見込み数は、介護療養型医療施設からの転換見込み分を含みます。

(4) 施設・居住系サービス定員数見込み

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7,316	7,475	7,675	7,895
うち地域密着型介護老人福祉施設	657	686	686	715
介護老人保健施設	5,143	5,213	5,213	5,313
介護医療院	87	87	197	197
介護療養型医療施設	19	19	19	6
特定施設入居者生活介護	3,260	3,390	3,500	3,610
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	0	20	20	20
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,788	2,842	2,914	2,959

(注) 各市町村の施設サービス利用者見込み数等を基に算定しています。

医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換分については、令和3年度以降の定員数には含んでいません。
特定施設入居者生活介護は、混合型（入居者が要介護者とその家族等に限られない特定施設）も含まれます。

(5) 保健福祉サービスの整備目標

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和5年度
養護老人ホーム	390	390
軽費老人ホーム	774	774
うち軽費老人ホーム（A型・B型）	50	50
うちケアハウス	724	724

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。

生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）については、地域のニーズに応じて整備を検討します。

在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターの設置状況等を踏まえた上で、地域のニーズに応じて整備します。
老人福祉センターは、現状程度の設置数とします。

(6) 有料老人ホーム等の整備数

サービスの種類	令和2年度
有料老人ホーム	5,471 人
サービス付き高齢者向け住宅	2,535 戸

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。

第3項 大崎・栗原地域高齢者福祉圏域

この圏域は、県の北西部に位置し、西部は秋田県及び山形県、北部は岩手県に隣接しており、次の2市4町から構成される圏域です。

栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町

1 高齢化の現状

人口は、約27万6千人（平成27年国勢調査）と県内の圏域の中では3番目の人口規模にあり、減少傾向にあります。

高齢化率は、33.9%（令和2年3月）と県内の圏域の中では2番目であり、県の高齢化率27.9%よりも6.0ポイント高くなっています。

(1) 高齢化の状況

【単位：人】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	314,996	312,699	307,460	298,546	285,721	275,831
65～74歳	30,162	38,213	42,870	39,513	33,670	37,072
75歳以上	19,245	23,178	29,182	38,507	45,159	47,171
計	49,407	61,391	72,052	78,020	78,829	84,243
高齢化率	15.7%	19.6%	23.4%	26.1%	27.6%	30.5%

資料：国勢調査結果

(2) 人口推計

【単位：人】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	278,402	275,656	272,439	268,776	264,997
65～74歳	38,335	39,627	41,312	42,194	43,467
75歳以上	47,237	47,313	46,964	46,999	46,434
計	85,572	86,940	88,276	89,193	89,901
高齢化率	30.7%	31.5%	32.4%	33.2%	33.9%

資料：平成28年～令和2年は、県長寿社会政策課調査結果（3月31日現在）

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	248,243	233,650	218,854	202,956	186,301
65～74歳	41,549	34,390	29,184	29,173	31,053
75歳以上	49,291	53,990	54,925	52,107	46,999
計	90,840	88,380	84,109	81,280	78,052
高齢化率	36.6%	37.8%	38.4%	40.0%	41.9%

資料：令和7年～令和27年は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計値）

(3) 要介護者数の推計

【単位：人】

	令和2年度（実績）		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	割合（％）	人数	割合（％）	人数	割合（％）	人数	割合（％）
要支援1	2,205	2.5	2,222	2.5	2,209	2.4	2,200	2.4
要支援2	1,830	2.0	1,833	2.0	1,822	2.0	1,822	2.0
要介護1	4,493	5.0	4,455	4.9	4,454	4.9	4,468	4.9
要介護2	3,084	3.4	3,147	3.5	3,168	3.5	3,182	3.5
要介護3	2,231	2.5	2,277	2.5	2,289	2.5	2,299	2.5
要介護4	2,713	3.0	2,737	3.0	2,759	3.0	2,781	3.1
要介護5	1,760	2.0	1,759	1.9	1,761	1.9	1,774	2.0
計	18,316	20.4	18,430	20.4	18,462	20.4	18,526	20.5

資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計（令和2年度（実績）は令和2年3月末時点）

（注）「割合」は、第1号被保険者数に占める要介護（要支援）者の割合（第2号被保険者を含む）であり、参考値です。

2 サービス種類ごとの見込み

(1) 居宅サービス見込量

■介護給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用回数(回/年)	428,934	425,557	424,202
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	24,728	22,630	22,889
訪問看護	利用回数(回/年)	88,238	89,194	89,528
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	22,471	22,786	23,384
通所介護	利用回数(回/年)	679,391	683,710	686,374
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	73,349	73,684	73,518
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	13,956	14,160	14,376
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	136,645	136,706	137,182
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	10,310	10,403	10,583
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	2,376	2,364	2,364
福祉用具貸与	費用(千円/年)	803,782	813,010	822,661
特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	23,628	23,628	23,929
住宅改修費	費用(千円/年)	38,152	39,818	39,818
居宅介護支援	利用者数(人/年)	104,328	104,928	105,708

資料：市町村推計

■予防給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	112	124	136
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	10,670	10,501	10,565
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	2,315	2,333	2,400
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	3,504	3,576	3,648
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	768	780	780
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	2,317	2,321	2,334
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	211	211	211
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	384	408	420
介護予防福祉用具貸与	費用(千円/年)	88,843	90,133	91,228
介護予防特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	6,635	6,635	6,635
介護予防住宅改修費	費用(千円/年)	16,733	16,733	16,733
介護予防支援	利用者数(人/年)	17,028	17,004	17,028

資料：市町村推計

(2) 地域密着型サービス見込量

■地域密着型サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人/年)	72	72	72
夜間対応型訪問介護	利用者数 (人/年)	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	15,383	15,796	16,002
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	2,064	2,184	2,316
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	8,904	9,144	9,408
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	144	456	540
地域密着型通所介護	利用回数 (回/年)	284,952	289,765	294,098

資料：市町村推計

■地域密着型介護予防サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	209	216	220
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	180	168	168
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	12	12	12

資料：市町村推計

(3) 介護保険施設利用者数見込み

【単位：人/月】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,877	1,929	2,027	2,091
うち地域密着型介護老人福祉施設	236	236	251	294
介護老人保健施設	1,099	1,101	1,105	1,109
介護医療院	0	41	41	41
介護療養型医療施設	62	35	35	35

(注) 地域密着型介護老人福祉施設の見込み数は、介護老人福祉施設の内数です。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の見込み数は、介護療養型医療施設からの転換見込み分を含みます。

(4) 施設・居住系サービス定員数見込み

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,800	1,938	1,938	1,938
うち地域密着型介護老人福祉施設	253	311	311	311
介護老人保健施設	1,306	1,306	1,306	1,306
介護医療院	44	44	44	44
介護療養型医療施設	38	10	0	0
特定施設入居者生活介護	196	196	196	196
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	760	796	796	796

(注) 各市町村の施設サービス利用者見込み数等を基に算定しています。
医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換分については、令和3年度以降の定員数には含んでいません。
特定施設入居者生活介護は、混合型（入居者が要介護者とその家族等に限られない特定施設）も含まれます。

(5) 保健福祉サービスの整備目標

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和5年度
養護老人ホーム	70	70
軽費老人ホーム	220	220
うち軽費老人ホーム（A型・B型）	0	0
うちケアハウス	220	220

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。
生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）については、地域のニーズに応じて整備を検討します。
在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターの設置状況等を踏まえた上で、地域のニーズに応じて整備します。
老人福祉センターは、現状程度の設置数とします。

(6) 有料老人ホーム等の整備数

サービスの種類	令和2年度
有料老人ホーム	877 人
サービス付き高齢者向け住宅	507 戸

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。

第4項 石巻・登米・気仙沼地域高齢者福祉圏域

この圏域は、県の北東部に位置し、北部から西部にかけて岩手県に隣接しており、次の4市2町から構成される圏域です。

石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町

1 高齢化の現状

人口は、約35万2千人（平成27年国勢調査）と県内の圏域の中では2番目の人口規模にあり、減少傾向にあります。

高齢化率は、34.1%（令和2年3月）と県内の圏域の中では最も高く、県の高齢化率27.9%よりも6.2ポイント高くなっています。

(1) 高齢化の状況

【単位：人】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	445,137	436,853	425,795	407,254	388,667	352,368
65～74歳	39,663	49,354	55,219	54,375	51,115	51,181
75歳以上	24,467	29,979	38,212	48,783	57,526	57,683
計	64,130	79,333	93,431	103,158	108,641	108,864
高齢化率	14.4%	18.2%	21.9%	25.3%	28.0%	30.9%

資料：国勢調査結果

(2) 人口推計

【単位：人】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	357,789	354,273	350,068	345,674	340,349
65～74歳	52,566	53,338	54,191	54,370	54,982
75歳以上	59,143	59,978	60,567	61,336	61,174
計	111,709	113,316	114,758	115,706	116,156
高齢化率	31.2%	32.0%	32.8%	33.5%	34.1%

資料：平成28年～令和2年は、県長寿社会政策課調査結果（3月31日現在）

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	308,576	284,045	259,767	235,393	211,271
65～74歳	49,974	43,141	38,715	38,031	37,693
75歳以上	64,279	67,032	65,994	62,412	57,456
計	114,253	110,173	104,709	100,443	95,149
高齢化率	37.0%	38.8%	40.3%	42.7%	45.0%

資料：令和7年～令和27年は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計値）

(3) 要介護者数の推計

【単位：人】

	令和2年度（実績）		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	割合（％）	人数	割合（％）	人数	割合（％）	人数	割合（％）
要支援1	3,228	2.8	3,297	2.8	3,331	2.9	3,351	2.9
要支援2	3,782	3.3	3,835	3.3	3,895	3.3	3,919	3.4
要介護1	4,140	3.6	4,189	3.6	4,242	3.6	4,275	3.7
要介護2	4,049	3.5	4,148	3.5	4,211	3.6	4,244	3.6
要介護3	3,030	2.6	3,096	2.6	3,143	2.7	3,171	2.7
要介護4	3,202	2.8	3,359	2.9	3,411	2.9	3,454	3.0
要介護5	1,985	1.7	1,934	1.7	1,950	1.7	1,967	1.7
計	23,416	20.2	23,858	20.4	24,183	20.7	24,381	21.0

資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計（令和2年度（実績）は令和2年3月末時点）

（注）「割合」は、第1号被保険者数に占める要介護（要支援）者の割合（第2号被保険者を含む）であり、参考値です。

2 サービス種類ごとの見込み

(1) 居宅サービス見込量

■介護給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用回数(回/年)	591,412	596,503	605,471
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	33,438	34,003	34,588
訪問看護	利用回数(回/年)	118,453	119,406	121,187
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	56,029	56,786	57,788
通所介護	利用回数(回/年)	531,802	539,330	543,780
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	100,621	102,234	103,378
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	17,676	17,952	18,264
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	151,014	152,620	154,561
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	14,958	14,954	15,160
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	2,508	2,532	2,532
福祉用具貸与	費用(千円/年)	972,943	988,158	1,003,903
特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	42,076	42,507	43,714
住宅改修費	費用(千円/年)	49,081	49,081	49,081
居宅介護支援	利用者数(人/年)	109,596	110,628	111,672

資料：市町村推計

■予防給付に係るサービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	660	646	646
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	24,656	24,718	24,946
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	21,575	21,870	22,208
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	6,804	6,888	6,948
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	1,092	1,116	1,140
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	2,861	2,902	2,978
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	247	247	247
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	276	288	288
介護予防福祉用具貸与	費用(千円/年)	164,714	166,641	167,858
介護予防特定福祉用具購入費	費用(千円/年)	15,143	15,460	15,776
介護予防住宅改修費	費用(千円/年)	33,296	33,296	33,296
介護予防支援	利用者数(人/年)	33,540	33,876	34,188

資料：市町村推計

(2) 地域密着型サービス見込量

■地域密着型サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人/年)	96	132	252
夜間対応型訪問介護	利用者数 (人/年)	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	15,330	15,670	17,218
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	3,324	3,372	3,660
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	10,572	10,692	11,076
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	780	804	816
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	612	624	636
地域密着型通所介護	利用回数 (回/年)	204,029	207,731	210,823

資料：市町村推計

■地域密着型介護予防サービス

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回/年)	372	372	372
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人/年)	372	372	384
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/年)	84	84	84

資料：市町村推計

(3) 介護保険施設利用者数見込み

【単位：人/月】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,204	2,252	2,302	2,329
うち地域密着型介護老人福祉施設	379	422	471	500
介護老人保健施設	1,843	1,874	1,872	1,869
介護医療院	1	3	3	3
介護療養型医療施設	0	0	0	0

(注) 地域密着型介護老人福祉施設の見込み数は、介護老人福祉施設の内数です。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の見込み数は、介護療養型医療施設からの転換見込み分を含みます。

(4) 施設・居住系サービス定員数見込み

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,148	2,177	2,226	2,226
うち地域密着型介護老人福祉施設	390	419	468	468
介護老人保健施設	1,784	1,784	1,784	1,784
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	313	313	313	343
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	57	57	57	57
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	878	887	905	941

(注) 各市町村の施設サービス利用者見込み数等を基に算定しています。
医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換分については、令和3年度以降の定員数には含んでいません。
特定施設入居者生活介護は、混合型（入居者が要介護者とその家族等に限定されない特定施設）も含まれます。

(5) 保健福祉サービスの整備目標

【単位：人】

サービスの種類	令和2年度	令和5年度
養護老人ホーム	206	206
軽費老人ホーム	342	342
うち軽費老人ホーム（A型・B型）	0	0
うちケアハウス	342	342

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。
生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）については、地域のニーズに応じて整備を検討します。
在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターの設置状況等を踏まえた上で、地域のニーズに応じて整備します。
老人福祉センターは、現状程度の設置数とします。

(6) 有料老人ホーム等の整備数

サービスの種類	令和2年度
有料老人ホーム	463 人
サービス付き高齢者向け住宅	479 戸

(注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も含まれます。


第8期みやぎ高齢者元気プラン

(宮城県高齢者福祉計画 介護保険事業支援計画)

令和3年3月

宮城県 保健福祉部 長寿社会政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2536 FAX 022-211-2596



**第8期
みやぎ高齢者
元気プラン**

